

ISSN 0385-2148

# 研 究 所 報

No.15

外国人労働者問題特集

1988年12月

法政大学

日 本 統 計 研 究 所

## は し が き

国際間の労働力移動は特殊今日的現象ではなく、すでに長い歴史を持つものとして存在している。労働力の移動は、いわゆる出稼ぎという形で比較的短期的行為として行われる場合もあれば、移民という形で遂行されるケースもある。また、その発生形態についても戦時下の労働力調達のために半ば強制的に行われるものもあれば、就労・稼得の機会を求めての自発的稼働、と様々である。

近年わが国においては、東南アジア地域を中心とする諸国からの就労目的の人口流入が顕著な増加を見せている。とはいえ、その絶対数においては、高度成長期に西ドイツが実施したトルコ、ユーゴスラビア等からの労働力の吸引、さらには、農業労働力を中心とするメキシコ、カリブ諸国からアメリカ合衆国への稼働等と比較するとなお低位にとどまっているのは事実である。

このような労働力の移動は、受入国の労働市場のみならず、長期的には、その社会生活そのものに対しても色々な作用を及ぼすことになる。国際的な労働力の移動については、一般に統計も不備であるケースが多く、また問題の性格上、調査による実態把握も極めて困難である。

本書では、労働力の国際移動の実態把握並びにそれが内包する問題を中心として特集を企画した。本書が、これらの問題に関していくらかでも寄与することができれば幸いである。

1988年12月

法政大学日本統計研究所

## 目 次

### は し が き

I. 新しい局面をむかえたわが国の外国人労働者問題 .....	1
II. アメリカ移民統計と「非合法」外国人労働者 .....	24
III. 出入国管理統計による「不法」残留外国人数の推計 .....	60

## 新しい局面をむかえたわが国の外国人労働者問題

森 廣 正

### はじめに

1987年来、わが国におけるいわゆる「外国人労働者問題」が、さまざまな領域から問題視されてきている。その背景には、わが国は戦後一貫して国内での外国人の就労を原則として認めていないにもかかわらず、一方では、「不法就労者」と呼ばれるアジア系外国人の増加、とくに1983年以降のフィリピン、パキスタン、バングラディシュなどからの男性不法就労者の急激な増加やいわゆる「じゃばゆきさん」と呼ばれる女性不法就労者問題にともなう多くの社会問題の発生、他方では、とくに80年代以降増加傾向にある大企業における欧米系外国人を主体とする外国人労働者の雇用問題がある。「正規」であれ、「非合法」であれ、これら外国人労働者の急激な増加は、わが国における外国人就労問題を「社会問題」から「労働問題」へと転化させたと言えることができる。

いうまでもなく、労働力の国際的移動現象は資本主義生産の発生とともに存在し、わが国もその例外ではない。しかしながら、この問題を他の先進資本主義諸国と較べた時、わが国はきわめて特異な状況のもとに推移してきたと言えるであろう。その原因は、日本主義の成立、発展過程における歴史的、地理的条件およびその特殊な経過などに求めることができる。だがこの点は、本稿の課題ではないので、ここでは触れられない。<sup>(1)</sup>

ところで、欧米、とくに西ドイツやフランスにおける外国人労働者問題については、数年来わが国においても紹介されてきている。<sup>(2)</sup> その結果、いわゆる外国人労働者問題は、「労働力」の移動ではなく、「人」の移動であること、したがってそれは、受け入れた国にとっては、経済、政治、文化、教育などのあらゆる社会生活領域における問題を生み出さざるを得ないことが明らかとなっている。たとえば、外国人の就労は国内労働者の雇用、失業、労働条件と密接な関係があり、自国労働者の賃金や労働条件を引き下げただけでなく、失業の新たな原因になるとも言われている。あるいは、彼らが都市の一定地域内に集中して居住することが、いわゆる都市問題を複雑化させるとともに国内住民の差別や偏見の温床となるとも言われる。さらに、彼らの就労と滞在の長期化、定住化は、家族の合流を生みだし、それは家族構成員の就労問題、住宅問題の深刻化、第二世代、第三世代の教育問題などと結びつかざるをえない。

近年、外国人労働者問題に直面し、政策の具体化を迫られているわが国にとって、こうし

た欧米諸国の経験からの「教訓」として何を引き出すかという点は、当面する大きな課題である。その際問われるのは、いかなる立場で、いかなる教訓を引き出しうるかどうかである。

ところで、ヨーロッパ、とくに西ドイツ、フランスのそれとわが国の現在の外国人労働者問題とのあいだには根底的な相違があると思われる。すなわち、ヨーロッパの場合、外国人労働者が急増したのは国内労働力不足問題が生じた1960年代であり、とくに西ドイツに明らかのように、彼らはいわゆるローテーション政策のもとで積極的に導入された。だがわが国の場合は、いわば「なしくずし的」外国人労働者問題の表面化による「やむを得ざる開国」、「避けざるを得ない受け入れ」とも言うことができる。もちろん、「正規」であれ、「非合法」であれ、彼らが国内に流入するには、それを必然化せしめる一定の国際的および国内的要因があることは言うまでもない。だが、今日、われわれがわが国における外国人労働者のあり方や具体的対応策を検討する際、それを広く今日の資本主義の世界史的発展過程の中でとらえなければならぬと思われる。言い換えれば、1960年代末以降の先進資本主義諸国の資本活動のグローバルな展開（資本の国際化・多国籍企業の展開）とのかかわりにおいて、その結果生み出された国際間経済格差による不可避的現象として考察する視点が必要となる。このような国際的資本活動の展開を「外へむかっての国際化」とするならば、外国人労働者問題は、わが国経済社会の国際化＝「内なる国際化」のあり方を問う問題であると言うことができる。

以上の問題意識にもとづき、本稿の課題は、第一に、わが国における外国人労働者の現状、その背景と問題点、第二に、そうした現実に対するさまざまな領域での動きを考察すること、第三に、この問題に関して、われわれはヨーロッパおよびわが国の歴史的経験から何を「教訓」として引きだしうるのか、そのことを前提として、わが国の「真の国際化」のために必要とされる対策は何かをできる限り具体的に明らかにすることである。

## 1. 現状と問題点 ―ふたつの流れをめぐって―

わが国における外国人労働者問題は、歴史的には大きく三つの時期に区分してとらえることができる。第一期は、1868～1910年の明治時代であり、「資本主義化・近代化を促進するために、欧米諸国からの外国人労働者をいわゆる『お雇い外国人』として積極的に導入した」<sup>(3)</sup> ことを特徴とする。第二期は、1910～45年であり、わが国が朝鮮を植民地支配し、とくに第二次大戦下では膨大な数の朝鮮人労働者を強制連行したことで特徴づけられる。第三期は、戦後から今日に至るまでの時期であり、いわゆる『出入国管理令』のもとでの外国人排斥あるいはきわめて限定された範囲内での就業を特徴とする。その結果わが国では、第二

大戦後今日に至るまで、いわゆる外国人労働者問題は、ほとんど問題視されることはなかったのである。<sup>(4)</sup>

だが、各国資本主義の歴史的経過からも明らかなように、資本・賃労働関係の国際化現象のなかで、戦後日本資本主義もこの問題から切り離されて存立することは不可能であること、その帰結が1980年代のわが国の現状にほかならない。いわば、現在は第三期から第四期への過渡期としてとらえることができる。以下、その具体的状況を考察することにしたい。

ところで、昨今の状況を別として、1970年代の初めに、わが国でもこのことが問題となった。それは、高度経済成長の真っただなかで中卒・高卒の新規労働力が“金の卵”ともてはやされ、とくに若年低賃金労働力層の不足に悩まされていた時期であった。そうしたなかで、韓国、シンガポールなどのアジア諸国から、若年女子労働力が国内の地方縫製工場に導入されたり、研修生という名のもとで病院の看護労働力として導入されたりしたのである。<sup>(5)</sup>そして、そのような現実に合わせてかのように、当時のヨーロッパ（とくに西ドイツ、フランス）における外国人労働者就労状況がマスコミで報道されたりもしたのである。<sup>(6)</sup>

だが、低賃金かつ劣悪な労働条件のもとに非合法に導入された外国人労働者をまえにして、政府は『出入国管理令』に沿ってそれを認めない方針を明確にした。周知のとおり、1973年の石油ショック以降、資本主義各国はいずれも長期不況にみまわれ、わが国もその例外ではなかった。ヨーロッパでは、EC域内移動を別として、どの国も域外第三国からの外国人労働者流入停止策をとるか、厳しい制限策のもとに今日に至っているのが現状である。<sup>(7)</sup>その結果、73年以降のヨーロッパの外国人労働者問題は、新しい局面を迎えていると言うことができる。<sup>(8)</sup>

以上のような世界的趨勢にもかかわらず、80年代以降、とくに近年わが国で外国人就労問題が何故これほど問題視されるに至ったのであろうか。まずこの点から考察することにしよう。

#### (1) 欧米系を中心とする外国人労働者問題

1981年11月、西武流通グループは、大学新卒の外国人労働者の定期採用方針を明らかにした。労働省に提出された11職種15名の採用申請は、最終的には翌年9月、5つの職種に6名の外国人を採用という結果に終わった。企業側の申請が半数以下に抑えられたとはいえ、西武流通グループの外国人労働者の定期採用、生涯雇用の方針が認められたことは、今日の問題を考察するうえでいくつかの点で大きな意味をもっている。第一に、企業の「業務の国際化」にともなう外国人労働力（主として欧米系）に対する国内需要が一般的となっていることを明らかにした点である。以降、現行法を拡大解釈するかたちでの「正規」の、主として

欧米系外国人を中心とするわが国企業への就労者は著しく増加した。<sup>(9)</sup> 第二に、西武の募集に応募した外国人の数は、23カ国から合計 151人の多数にのぼった。このことは、旧来は潜在的存在でしかなかった国内労働市場に対する外国人労働力供給源の存在を浮上させることになった。第三に、従来外国人労働者の国内での就労を厳しく制限してきた入国管理体制を再検討させ、「制限緩和」、「在留資格見直し」の契機となったという点である。

わが国の外国人労働者問題の一方の極であるこれら欧米系外国人は、すでに電機、機械、鉄鋼、金融・保険、デパート、建設、総合商社など多くの民間企業で就労している。しかも、彼らの主な就職先は、一般に大企業といわれる企業規模の会社に集中している。そしてこれらの外国人の採用と現行法制とのギャップを埋めるために設立されたのが「入管協会」である。<sup>(10)</sup>

他方、これら主として欧米系外国人労働者の雇用実態を知り、今後の雇用のあり方を検討するためのいくつかの調査が昨年来実施されてきている。その主なものとして、大阪商工会議所『外国人雇用実態調査』、経済企画庁『我が国における外国人雇用と国民生活』、東京商工会議所『外国人の受け入れに関する調査』、労務行政研究所『進む外国人雇用－その活用事例をみる（外国人雇用企業20社の個別事例）』などを掲げることができる。<sup>(11)</sup> 以下では、経済企画庁の調査を参考にしながら、これらの外国人労働者の動向をみることにしよう。

企画庁調査によれば、回答企業 321社のうち現在外国人を雇っている企業数は 161社、そこで雇用されている外国人労働者数は 1,075人である。これら外国人のうち、資本金1億円以上50億円未満の企業に25.5%、50億円以上の企業に28.0%が就労している。同じような傾向は、従業員規模別分布状況にも現われている。すなわち、従業員 300人以上 1,000人未満の企業に18.0%、1,000人以上の企業に36.6%が就労している。これらの数値から明らかのように、合法的に民間企業に就職している外国人労働者は、いわゆる大企業に集中する傾向が一般的である。また、性別構成では、男性が70.4%、年齢構成では、20代後半から30代前半が41.2%を占め、国籍ではアメリカが44.6%と多く、第二位の中国・台湾の14.5%と大きな開きがある。また、国籍別構成を全体的にみると、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストリア、フランス、スペイン、西ドイツなどの欧米系外国人が61.8%を占めているのに対し、中国・台湾、韓国、フィリピン、香港などのアジア系外国人は20.5%でしかない。雇用開始時期をみると、昭和55～59年が27.3%、60年以降が26.7%であり、1980年代以降に外国人労働者採用に踏み切った企業が過半数を占めている。雇用形態および雇用契約期間によれば、正社員は約20%と相対的に少なく、契約・臨時・嘱託社員が57.2%、またアルバイトは10.8%となっている。この傾向は、雇用期間においても示されており、期間の定めなしが21.2%、

一定期間の契約で契約更新のあるものが67.0%，更新のないものが8.0%である。だが、一定期間の契約で圧倒的に多いのは1年（75.3%）であり、以下2年（4.6%）、5年（3.2%）の順である。受け入れ職種をみると、語学教師（53.7%）、専門技術者（9.2%）、海外関係業務（7.8%）が多く、受け入れ部門では、教育・研修（55.0%）、生産（14.8%）、営業（10.0%）が多い。雇用動機については、「日本人では充たされない技術・技能が必要」（41.6%）、「外国取引先との交渉要員として」（29.8%）、「海外進出に備えて」（18.0%）にみられるように、企業活動の国際化と結びついていることが解る。外国人労働者の待遇については、給与水準で日本人以上に優遇している企業が34.1%、住宅・休暇・労働時間などの面で「特別な扱い」をしている企業が31.1%となっている。また、彼らを雇用する企業の約7割が、「企業の国際活動」にとってメリットがあると回答している。今後の外国人労働者雇用に関しては、現在雇用している企業のうち「今後も採用したい意向をもつ企業」が62.7%と多く、また雇用したことがない企業のうちの21.9%が、今後雇用したい意向を示している。

以上が、企画庁調査のうちの企業アンケート調査の主な内容であるが、そこからわれわれは、以下のような結論を導き出すことができるであろう。すなわち、一般の民間企業で就労している合法的な外国人労働者の多くは、大企業の男子労働者であり、また欧米系外国人で占められていること、これら外国人労働者は、1980年代以降急速に増加してきたこと、一時的な短期雇用が多いこと、日本人労働者よりも優遇される傾向が強いこと、職種の点でも、採用動機や雇用上のメリットの点でも、彼らの就労は海外取引や海外進出などの企業活動の国際化戦略の一環として位置づけられ、したがって今後も増加する傾向があること、などである。

企画庁の調査が示す内容は、労務行政研究所の調査においてもほぼ同様である。総じて、欧米系外国人を中心とするこれらの外国人労働者は、外国企業とわが国企業との意志疎通に役立ち、国内労働者の国際感覚の育成に寄与するだけでなく、職場に活力を生み出すものとして歓迎されている。それだけでなく、わが国企業の多国籍化、海外進出活動の貴重な担い手として期待されているといえるであろう。

以上を、今日のわが国外国人労働者問題の一方の極としておさえるならば、他方の極には、アジア諸国から国内に流入する外国人労働者の急激な増加、いわゆる「不法就労」外国人労働者問題がある。

## (2) いわゆる「不法就労」外国人労働者問題

周知のように、わが国現行法のもとでは、就労を目的とする外国人の入国・滞在はきわめて制限されている。だが、前項で明らかのように、欧米系を中心とする外国人労働者の就労



第1表 不法就労外国人の国籍別・性別の推移

年 国籍	57	58	59	60	61	62
総数	1,889 (184)	2,339 (200)	4,783 (350)	5,629 (687)	8,131 (2,186)	11,307 (4,289)
フィリピン	409 (13)	1,041 (29)	2,983 (96)	3,927 (349)	6,297 (1,500)	8,027 (2,253)
タイ	412 (25)	557 (39)	1,132 (54)	1,073 (120)	990 (164)	1,067 (290)
パキスタン	7 (7)	7 (7)	3 (3)	36 (36)	196 (196)	905 (905)
中国 (台湾)	775 (84)	528 (85)	466 (136)	427 (126)	356 (161)	494 (210)
バングラデシュ				1 (1)	58 (58)	438 (437)
韓国	132 (35)	114 (24)	61 (34)	76 (35)	119 (69)	208 (109)
コロンビア	61	37	81	30	34	32
チリ	32	12 (1)	17 (2)	29 (3)	33 (3)	10 (2)
アメリカ	13 (1)	20 (6)	6 (4)	6 (3)	6 (3)	7 (7)
その他	48 (19)	23 (9)	34 (21)	24 (14)	42 (32)	119 (76)

注. ( )内は、男性を示し、内数である。

(出所) 法務省入国管理局・外国人労働者入国問題研究会編集「外国人の就職・雇用Q & A」 p.70

第2表 資格外活動者及び資格外活動がらみ不法残留者の稼働内容

(昭和62年1月～12月)

稼働内容		総 数	ホ ス テ ス	土 木 作 業 員	ス ト リ ッ パ ー	売 春 婦	工 員	雑 役	給 仕	店 員	絵 画 書 籍 販 売	料 理 人	そ の 他	構 成 比 %
国 籍	性 別													
総 数	男	11,307	4,289	1,862	1		1,036	515	187	132	254	96	206	37.9
	女		7,018	6,076	1	259	203	65	88	96	68	12	7	143
フィリピン	男	8,027	2,253	1,379			299	231	152	47		21	124	19.9
	女		5,774	5,103	1	216	162	30	47	75	32		3	105
タイ	男	1,067	290	76			113	44	8	20		14	15	2.6
	女		777	702		1	30		11	7	15			11
パキスタン	男	905	905	200			359	84	8	10	234	1	9	8.0
	女													
中 国	男	494	210	22			16	63	12	33		51	13	1.9
	女		284	196		7	11	3	18	11	19		1	18
Bangladesh	男	438	437	146			165	82	2	14	5		23	3.9
	女		1				1							
韓 国	男	208	109	27			66	6		4		1	5	1.0
	女		99	43			31	12	2	1		3	7	0.9
コロンビア	男	32												
	女		32	4		27								1
香 港	男	23	3					1				2		0.0
	女		20	20										
イスラエル	男	23	13								13			0.1
	女		10								10			
マレーシア	男	18	15	7				4	1			3		0.1
	女		3	2						1				
ビルマ	男	16	16				11			1			4	0.1
	女													
その他	男	56	38	5	1		7		4	3	2	3	13	0.3
	女		18	6		8				1		2		1
構 成 比 %		100.0	53.7	16.5	2.3	1.8	9.7	5.3	2.5	1.8	2.4	0.9	3.1	

(出所) 法務省入国管理局「外国人労働者問題への対応」 p.9

は、現行法を拡大解釈することによって「正規」の道が開けているが、いわゆる「単純労働者」という概念で把握されている不熟練外国人労働者の国内での就労は閉ざされたままであり、彼らはしばしば「不法就労」として摘発され、故国への送還を強制されているのが現状である。第一表および第二表は、「不法就労者」として摘発されたこれらの外国人労働者の状況を示している。

これらの表から、さしあたり以下の点が明らかとなる。第一に、1987年の「不法就労外国人」総数は、82年に較べ約6倍に増加していること、それを男女別にみると、女性の場合は4倍であるが、男性の場合は23倍に増えていることである。第二に、国籍別構成比をみると、フィリピンが圧倒的に多く(71%)、以下タイ(9.5%)、パキスタン(8%)、中国(4.4%)、バングラディシュ(3.9%)であり、とくに85年以降急増しているパキスタン、バングラディシュの2カ国はともにはほぼ全員が男性で占められている。また、これら5カ国だけで全体の96.8%を占めており、したがって「不法就労外国人労働者問題」は、アジア人労働者問題といえることができる。第三に、「稼働内容」から明らかのように、女性は「ホステス」、男性は、「土木作業員」、「工員」、「雑役」に集中している。1988年5月に実施された「外国人不法就労者摘発特別月間」<sup>(1)(2)</sup>の結果によれば、東京入国管理局が摘発した人数は1,371人であり、そのうちバングラディシュが698人、パキスタン466人、フィリピン148人と多く、これら3カ国で全体の96%を占めていた。また、就労していた職種は、工員が745人(55%)、土木作業員が206人(15%)であった。摘発総数のうち男性が1,346人(98%)と圧倒的多数を占めており、このことはこの取り締まりの対象が首都圏を中心に多数就労していると言われている男性不法就労外国人労働者であったことを示している。同時に、ここで摘発された数、とくにバングラディシュの698人は、それだけで昨年1年間の総数438人を大きく上まわっており、「不法就労外国人」が、その後も急増していることを物語っている。

だが、ここに掲げられた「不法就労外国人」の数値は永山の一角でしかない。法務省によれば、昭和62年12月末現在の不法残留外国人総数は約5万人<sup>(1)(3)</sup>と推計されている。だが、本誌、森博美氏の論稿「出入国管理統計による『不法』残留外国人数の推計」によればその数はほぼ10万人に達することが明らかにされている。現行法を拡大解釈することによって「合法的」に就労している欧米系外国人の状況は把握されているにもかかわらず、数のうえでも多数を占めているこれらアジア系外国人労働者は、「非合法・不法」であるが故に、行政サイドからの調査もほとんど実施されず悲惨な状態のまま放置されているのが現状である。

行政サイドの調査としては、本年3月に労働省が6都府県を対象に実施した調査「外国人労働者の就労の実態等について」がある。だがそれは、不法就労外国人が働いていそうな150事業所について行なわれた調査であり、「不法就労外国人労働者」の実態を明らかにするも

のにはほど遠い。<sup>(14)</sup>あるいは、毎日新聞社は、1988年2月に「日本で働く外国人労働者の実態についての全国調査」を行なったとして、その結果を報道している。<sup>(15)</sup>これらの調査は、いずれもヤミに包まれた「不法就労」の実態解明にとって不十分であるとしても、前に掲げた法務省のふたつの表を具体的に補足しているという点で意義がある。たとえば、前者の調査結果によれば、調査対象事業所の約3分の1の43事業所に154人の「不法就労外国人」が働いていたこと、就労先事業所の主なものは、金属製品製造業、建設業、電機機械器具製造業、食料品製造業、自動車修理業、製本業、鉄スクラップ卸売業などであること、就労外国人の国籍はフィリピンが一番多く56人、以下バングラディシュ36人、パキスタン31人、ビルマ23人、スリランカ5人などであることが明らかになっている。また後者の調査によれば、北海道から沖縄まで、全国で男女を問わず外国人労働者が働いていることが明らかになる。また最近の新聞報道等によれば、「不法就労」と呼ばれる多くのアジア系外国人労働者は、建設・土木現場、クリーニング店、日本そば屋、魚河岸、酒屋、洗車場、ガソリンスタンド、電気店、農家などで就労していることが解る。

不十分とはいえ、これらの調査結果や報道などから、「不法就労外国人労働者」について、われわれは以下のような結論を導き出すことが可能となる。すなわち彼らのほぼすべてが、事業内容からもまた資金力の面からも労働力を求めて海外へ進出することは不可能な中小零細企業で働いていること、またその多くが肉体労働、戸外労働、不熟練労働に従事していることである。

だが、今日の「不法就労外国人労働者問題」は、以上で尽きるものではない。7万人とも10万人とも言われる多くの潜在的外国人労働者の悲惨な労働・生活状態は、しばしばわが国の労働問題・社会問題として表面化している。たとえば、雇用主による賃金不払い、悪質なブローカーによる中間搾取、言葉の問題などから生ずる労働災害の多発、そしてこうした事態に当面しても「不法就労」であるが故に、彼らにはほとんど救済の道は閉ざされている。<sup>(16)</sup>特に女性労働者に対する売春の強要、パスポートを取りあげたうえでの事実上の監禁生活などは、周知の事実であるにもかかわらず、「不法就労」であるが故にほとんど適切な措置が講じられないのが現実である。これらの外国人労働者の無権利状態、暗黒状態は、餓死、急死、行き倒れ、事故死、行方不明という最悪の事態をも引き起している。

以上が、他方の極としてのアジア諸国からの外国人労働者の現状である。では何故、わが国でとくに1980年代以降外国人労働者が増加したのかが問われなければならない。だがそのまえに、これまで考察してきたふたつの現象の共通点と相違点を明らかにする必要があると思われる。

### (3) 共通点と相違点

これまで考察してきた外国人労働者のふたつの流れは、多くの違いがあるにもかかわらずいくつかの点では共通している。その第一は、それらはいずれも1980年代、とくに83年以降急速に増加してきていることである。わが国の輸出攻勢を契機とするアメリカおよびEC諸国との貿易摩擦の激化は、好むと好まざるとにかかわらずわが国企業のこれら諸国での現地生産を強要するものであった。他方、円高の急速な進行はわが国企業のアジア諸国への進出を促進するとともに、国内賃金の相対的上昇は諸外国との経済格差、賃金格差<sup>(17)</sup>をますます拡大することとなった。したがって、わが国の外国人労働者問題は、こうした1980年代以降の日本経済の国際化による不可避の現象として理解されなければならない。第二は、「合法的」であれ、「非合法」であれ、外国人労働者の企業への採用の多くは、縁故、本人の売り込み、口コミを直接的な契機としていることである。このことは、「不法就労」外国人労働者の場合には、「ヤミ労働市場」下でのブローカーの介入による中間搾取、犯罪、その他の問題の温床とならざるをえない。第三に、一方は欧米外国人労働者に対する海外戦略上要請されてくる大企業を中心とする需要であり、他方は、労働力不足にともなう企業の生き残り策からくる「不法就労外国人労働力」に対する中小零細企業の需要であるとしても、ともに「わが国企業のニーズ」という点では何ら異なることはない。したがって、彼らは、現実にも増加しているし、また将来的にも増加する可能性が強い。

だが、外国人労働者のふたつの流れは、以下の点で大きな違いを示している。たとえば、欧米系外国人の場合は男性(70.4%)が多いが、アジア系外国人の場合、近年男性が著しく増加したとはいえ女性の占める比率が62.1%と高い。その他国籍別構成の違い(あえて単純化して言えば、欧米先進資本主義国とアジアの開発途上国)、就業状況の違い(大企業の専門職・技術職中心の高賃金熟練労働者と中小零細企業の低賃金不熟練労働者)、就業者数の違い(6000人と10万人)は、これら外国人労働者の国外における供給圧力の大きな違いを示すとともに、国内的には、一方を「善」として「優遇」し、他方を「悪」として「冷遇」しかねない「社会的評価」を生みだし、とりわけ後者に対する差別や偏見・蔑視の社会的温床になりつつあると思われる。

これまでの考察で明らかのように、今日のわが国における外国人労働者は、1980年代以降の経済の国際化を背景として増加した。このことが、国際的な相互依存体制のもとで、「モノ」・「カネ」の自由化から「ヒト」の自由化は必然であり、「ヒト」の自由化(外国人労働者の受け入れ)を拒否するのであれば、商品や資本の輸出入をも拒否しなければならないといった論調を生み出している。<sup>(18)</sup>

政府、業界、労働組合にしても、わが国が国際社会で孤立することなく諸外国との種々の摩擦を回避してゆくためにもある程度の「ヒトの自由化」＝外国人労働者の受け入れ緩和は必至であるという点ではほぼ一致していると思われる。その背景には、国内労働市場の「なしくずし的」開放状態がある。すなわち、一方における現行法の拡大解釈による「正規」の外国人労働者の場合には、採用許可基準が曖昧なため手続が複雑で時間がかかりすぎるといった問題を生じ、他方、現行法を回避したかたちでの「不法就労」外国人労働者の場合には、国内にヤミ労働市場が形成され、ブローカーの介入やその他すでに明らかにした諸問題を生みだしており、何らかの対応策が迫まられているという現実がある。

戦後日本社会が「人的鎖国状態」にあることは、諸外国と比較するまでもなく明らかである。そうであるが故に、「ヒトの国際化」は「第三の開国」とも言われる。わが国における外国人労働者・居住者問題を歴史的にみるならば、わが国はこの問題で大きな転換期にさしかかっているといっても過言ではない。ここから、具体的な受け入れ範囲や制度・体制をめぐって多くの見解が生じてくる。以下項を改めて、これらの点をみることにしよう。

## 2. 受け入れ問題をめぐって

### (1) 法務省と労働省

はじめに行政側のこの問題に対する対応をみることにしよう。

法務省は、1988年3月に現在の外国人の在留資格を全面的に見直し、法改正作業に入ることを発表した。4月に法改正の骨子案を発表した後、5月10日には法改正要綱案を発表している。<sup>(19)</sup> その内容は、次の5点に要約することができる。第1は、在留資格の種類、範囲を全般的に見直し、新たに8種類の在留資格を新設すること。なお、新設される在留資格とは、「教師」（語学教師等）、「ソフト技能」（グラフィックデザイナー等）、「企業内転勤」（日本企業の現地法人の専門職員等）、「法律事務」（外国法事務弁護士）、「福祉・医療」（医師等）、「就学」、「定住者」（定住難民等）、「研究」である。第2は、就労を目的とするもの、就労目的以外のもの、制限のないものを明確にするための大分類を設けたこと。第3に、入国審査手続の簡易、迅速化と審査基準の明確化を図ること。第4に、就労できる外国人に就労証明書を交付することによって善意の雇用主が就労できない外国人を誤って雇用しないようにすること、第5に、不法就労外国人対策として雇用主やブローカーに対して新たな罰則を設けること。<sup>(20)</sup> 法務省によれば、これによって有能な外国人労働者の受け入れは拡大し、国内企業のニーズが満たされるとともに、不法就労外国人労働者問題に適切な対応がとれることになる。だが、いわゆる「単純労働者」の受け入れについては、「関係各省

庁の間で慎重に検討すべきである」<sup>(21)</sup>というのが法務省の公式の見解である。

他方、労働省は、1987年12月に「外国人労働者問題研究会」を発足させ、3ヶ月間に計9回の検討会議を経て88年3月末に『今後における外国人労働者受入れの方向』と題する研究会報告を発表した。それによれば、受け入れの範囲については、専門性や一定の技術水準が必要な分野や外国人ならではの分野では外国人労働者を積極的に受け入れるが、「単純労働者については、……従来どおりの方針を維持していくことが適当である」<sup>(22)</sup>としてその受け入れを明確に拒否している。他方、受け入れ体制についてみると、不法就労を防止するための制度的整備の必要性が強調され、無許可で雇入れた場合には罰則で対処すること、また新たな制度として「雇用許可制度」の必要性を提起している。<sup>(23)</sup>

以上が、両省のこの問題に対する見解の要旨である。一見して明らかなように、ともに外国人労働者に対する国内企業のニーズ<sup>(24)</sup>と現体制のギャップを解消しなければならないという点、また大量に存在し、しばしば社会問題化している「不法就労者」問題に何らかの対策が必要であるという点で共通するものがある。また、いわゆる「単純労働者の受け入れ」については、一方は「慎重に」とし、他方は明確に拒否しているとはいえ、ともに否定的・消極的姿勢を貫いている点ではやはり共通していると言えるであろう。その背景には、これらの労働力を急増させるアジアの開発途上国における労働力排出要因に対する認識があり、同時に受け入れた場合に彼らが国内労働市場に及ぼす影響、社会生活上の影響などに対する危惧がある。<sup>(25)</sup>

以上が、現在の時点（1988年9月）で明らかにされている政府部内の外国人労働者受け入れの方向である。だが、われわれはこれら両省の考え方に対していくつかの疑問を抱かざるを得ない。まず第1に、それらは「その場しのぎの場当りの対応策」でしかないと思われる点である。わが国の外国人労働者問題を1980年代以降の現象に限定するならば、いわゆる「出稼ぎの形態」を主体とし、したがってある意味ではまだ端初的現象と言うことができる。このことが、短期的視野で問題を考察し、処理する傾向を強めていると思われる。周知のように、外国人労働者問題は、たんなる「労働力」の移動に留まらず、「人」の移動であって、長期的にはあらゆる生活領域にかかわる問題へと波及せざるを得ない。言い換えれば、このことを前提としたうえで（これらの問題点を回避するのではなく）の受け入れの範囲や体制が考えられるのであれば、それは外国人労働者問題に対するありうべき対応策とみなすことはできない。歴史的かつ長期的視野を欠いたままでの安易な部分開放や部分閉鎖は、ともに将来的には予期せぬ国際摩擦を引き起こす危険がある。第2は、わが国経済の国際化にともなう国内企業のニーズの増大を重要視していながら、海外進出企業（主として大企業）のニーズを肯定し、他方、企業の死活問題にもつながる中小零細企業のニーズを切り捨てている

点である。アジア諸国からの男性「不法就労」外国人増加の国内要因が、国内中小零細企業の労働力不足にあることは明らかである。しかもこれらの企業は、資金力の面で海外に事業所を移転して労働力不足を解消することができない企業であり、あるいは事業内容の本来的性格から（たとえば、建設・土木・サービス業など）海外進出が不可能な企業である。したがって、これらの企業にとって国内で労働力を充足できなければ、それは企業の死活問題となる。こうした企業の実態を十分に明らかにすることなく、それらは低賃金の衰退産業、限界産業であると結論づけることには問題がある。第3に、「単純労働者」という概念のもとにアジア諸国からの外国人労働者には窓口を閉ざしたまま、「不法就労」取り締まり強化の方向をうちだしている点である。それは、取り組まれなければならない外国人労働者問題を回避した外国人労働者政策と言わざるをえない。<sup>(26)</sup> これらの外国人労働者が増加した原因は、経済格差、円高による稼働メリット、中東不況、送り出し国の失業増加、ブローカーの存在、国内企業のニーズの存在などと指摘されている。<sup>(27)</sup> だが、こうした原因は、いわゆる開発途上国の側に一方的に帰せられるものではなく、先進資本主義国による商品輸出入、資本輸出、開発援助の結果でもある。したがって「窓口を閉ざして」おいて、現実に就労し、わが国経済に貢献している外国人労働者の存在を「不法」という名のもとに放置し、保護・救済策も講じることなく、「摘発と本国送還」に終始するならば、開発途上国との新たな国際摩擦を引き起こさざるをえないと思われる。また、結果としてのヤミ労働市場の存続、「不法就労」であるために外国人労働者が享受せざるを得ない労働・生活条件の存続は、わが国社会に、彼らに対する差別や偏見、社会問題の芽を温存することになる。それは、わが国社会の「内なる国際化」をますます歪めてゆくことになるとと思われる。第4に、「在留資格」の拡大や「高度な専門知識・技術者」の受け入れ緩和は、開発途上国からの熟練労働者の受け入れの肯定につながる。それは、不熟練労働者層は国内にマイナスの影響を及ぼすからお断りだが、熟練労働者はわが国の経済・社会の発展に貢献するから受け入れるということである。このことは、開発途上国の経済発展に欠くことのできない熟練労働者層をわが国の利益のために利用することによって、途上国の経済発展を阻害し、場合によってはいっそう崩壊させ、国内労働市場への不熟練労働者の供給圧力を強化することにならざるをえない。第5に、この問題で欧米の経験から何を「教訓」として学ぶべきかという点についてである。すでに明らかなように外国人労働者問題は、わが国経済社会の国際化＝「内なる国際化」のあり方と深くかかわっている<sup>(28)</sup> であり、問題の複雑性、困難性を回避し、場当りの対応策で糊塗するならば、新たな国際摩擦や混乱を引き起こしかねない。この点で、欧米の経験から一定の「教訓」を引き出すことは可能である。その際肝心な点は、ヨーロッパの経験のマイナス面を不可避的現象として固定的にとらえ、それを避けるためにという視点



から「教訓」を引き出すべきでなく、それを乗り越える制度や体制づくりを考える視点から「教訓」を引き出すべきである。

以上が、両省の外国人労働者受け入れ緩和の方向とそれに対して抱いたわれわれの基本的な疑問点である。1988年4月以降、わが国の外国人労働者の現状や受け入れのあり方をめぐるさまざまな見解が明らかにされ、またその他意識調査や実態調査等の報告も行なわれてきている。<sup>(20)</sup> 以下項を改めて、「受け入れのあり方」に関連して、必要と思われるいくつかの動きを紹介することにしたい。

## (2) いくつかの動向から

わが国の外国人労働者問題は、いわゆる「不法就労」外国人、換言すればアジア諸国からの外国人労働者問題を除外して論ずることはできない。

東京商工会議所の1988年4月の「外国人の受け入れに関する調査」<sup>(21)</sup>によれば、外国人労働者受け入れ制限について「制限を緩和して受け入れを増やすべき」と答えている企業が59.3%と約6割に達している。また、これらの企業が考えている職種についての緩和の内容は、「専門能力・熟練技術を要しない職種も認める」が40.6%を占めている。東京商工会議所は、ヨーロッパへ独自の調査団を派遣し、その結果を踏まえて88年9月に「中間意見」<sup>(22)</sup>を公表している。それによると、「外国人の国内就労機会の拡大について」の項目では、(1)、として、すでにみた両省の見解と同一の内容を述べた後、「(1)に準ずるレベルの労働者についても、弾力的に就労を認めること」さらに「在日、来日外国人へのサービスを目的とする就労についても、上記の範囲にかかわらず個別審査により認めること」と述べている。前文において、「いわゆる単純労働者の受け入れについては……長期的かつ幅広い視点から継続して検討を行う」としているものの、全体として受け入れ範囲の拡大、体制整備などで積極的姿勢が示されていると思われる。

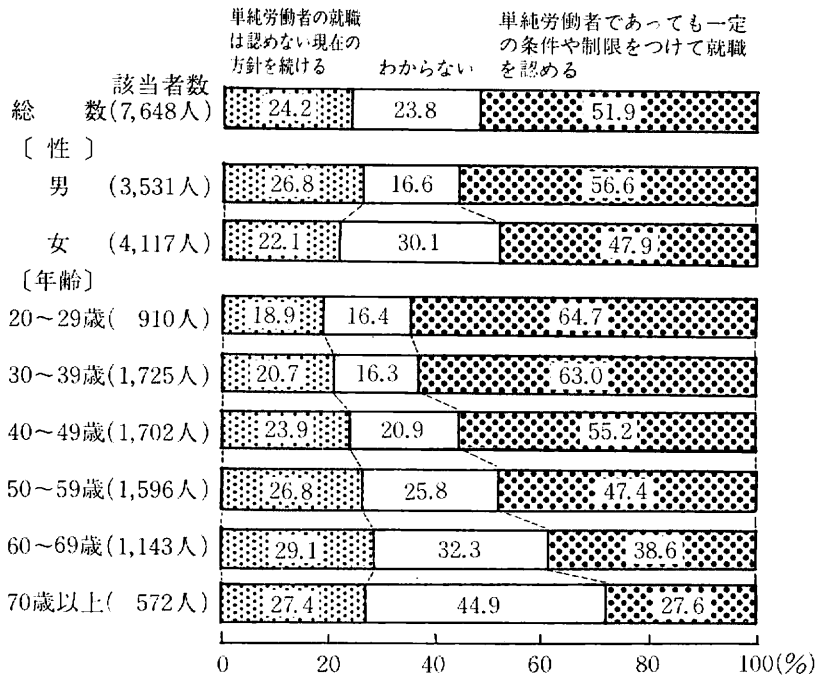
アジア諸国からの外国人労働者の現状についてのこれまでの考察を前提として、なお次のような現実のあることも無視できない。たとえば、労働省のさきの実態調査をみると、43事業所のうち国内労働者との賃金格差のあった事業所は8件であった。もちろん、「不法就労」を肯定するものではないが、3分の2の企業で、これら外国人労働者が国内労働者と同じ条件下で就労していた事実をどうみるかということである。わが国では、外国人の就労如何を問わず、企業間賃金格差、労働時間その他の格差が存在することは、否定しえない現実である。このことが、企業の存続をも左右する労働力不足現象を生み出しているのもあって、とりわけ、建設・土木業にみられるような就労状態を温存させているわが国の重層的な下請構造こそが、「不法就労」問題の国内的背景として問い直されなければならないと思われる。

今日われわれは、「不法就労」外国人労働者の悲惨な状況に新聞報道などをつうじてしばしば接することができる。そうしたなかで、バングラディッシュ人を雇い、その家族の結婚式に招待されてバングラディッシュを訪問したあるタイル工事業主の話がある。彼は、そこで、冷蔵庫、扇風機、洗濯機など中流以上の家庭にある電化製品がすべて日本製の旧型品であり、かつて日本の国内市場であふれていた製品がバングラディッシュの家庭と市場にあふれ、人々の欲望の対象となっている現実をみて次のように述べている。「日本ってのはこうやって豊かになったんだってわかったの。むこうの人が困ってたら、なんとかすんのがあたりまえじゃない。金だけ援助したってダメなんだよ。…………」。<sup>(32)</sup>われわれには、こうした日本国内の業者が、賃金格差で差別したり、賃金不払い等を行うとは思われない。

総理府は、1988年の2月「外国人の入国と在留に関する世論調査」<sup>(33)</sup>を実施した。以下、調査概要をもとに、いくつかの項目についてみることにしたい。「不法就労」の賛否については、「良くない」が39.4%、「良くないがやむを得ない」が45.4%である。日本人が就きたがらない職業への就労については、「外国人に押しつけるのはよくない」が27.6%であるのに対し、「本人が就きたがっている場合はどんどん就いてもらうのがよい」が34.7%、「良くないことだがやむを得ない」が25.2%であり、後者を合わせて約6割の人がなんらかの意味で外国人の就労に肯定的であることがわかる。「単純労働者」の受け入れについては、「一定の条件や制限をつけて就職を認める」が51.9%と過半数を占めているのに対し、「就職は認めない現在の方針を続ける」は24.2%である。優れた能力・技術者の入国については、「就職を歓迎すべきだ」は53.3%であるが、「慎重に対応すべきだ」が36.6%となっている。一般に外国人が国内で就職することについては、「認めるべきでない」は8.1%ときわめて少ないが、「認めるべき」職業範囲との関連では、「必要ならば職業の区別なく」が35.1%、「一定水準以上の知識・能力を持っている者」が26.1%、「外国人にしかできないような職業に限って」が19.7%である。調査概要には、もちろんこれらの項目についての性別、年齢別、学歴別、職業別調査結果が示されているが、少なくとも、外国人労働者の国内での就労を肯定しようという意識状況が反映されているとすることができる。とくに、「単純労働者」の就職を「条件つき、制限つき」ではあるが認める人が、若い世代で多数派（20歳代の64.7%、30歳代の63.0%）であることは注目に値する（図1、参照）。

地域社会の国際化がすすむなかで、東京、神奈川をはじめとして、国籍の制限条項を撤廃して外国人を地方公務員に採用する動きは急速に拡大されつつある。<sup>(34)</sup>自治体の国際化政策が問われている今日、あいついで出された報告書<sup>(35)</sup>には、今日の外国人労働者問題に対する自治体側の積極的姿勢が示されている。

図1 単純労働者の入国



(出所) 総理府世論調査報告概要「外国人の入国と在留に関する世論調査」p. 20

神奈川県の記事では、「法律に反し単純労働に従事している出稼ぎ外国人労働者」を中心に、彼らが急増した背景、地域における実態を明らかにし、「問題の検討」として、これらの外国人労働者の就労を否定的にとらえる見解を批判した後、結論として4つの提言をまとめ、その理由を述べている。以下少し長くなるが、4つの提言をここに引用したい。(1)「外国人労働者受け入れの見直しにあたっては、職種による制限を設けない『入管法』の改正が望ましい」、(2)「外国人労働者の受け入れを段階的に緩和していく方向が望ましい」、(3)「現在、事実上無権利状態に置かれている出稼ぎ外国人労働者に対して、人権擁護の見地から対策を講じる必要がある」、(4)「出稼ぎ外国人労働者問題の根底には、同質社会を維持することの是非が問われていることを認識する必要がある」。(36)

東京都の記事の「第3章、外国人の就業の拡大と都政への影響」では、「単純労働力の受け入れ」について以下のような指摘がなされている。この問題の焦点は、非人間的な就労実態にあり、取締って強制送還をくり返しても問題は解決しないこと、また経済格差がある

限り、流入阻止は不可能であるとして、これらの労働力の「秩序ある受け入れに進む体制の整備が必要である。<sup>(37)</sup>

本章の前半部分で紹介した法務・労働両省の外国人労働者受け入れ緩和の方向は、現時点でみる限り、その他の動向を合わせて考える時、多くの問題点を含んでいるように思われる。外国人労働者受け入れのあり方は、長期的にみれば、その国の国際化のあり方をも規定せざるを得ない。それは、外国人労働者は、「モノ」や「カネ」とは異質な「人」の移動であることに帰する。以下では、いくつかの欠くことのできない基本的視点を前提にしながら受け入れのあり方についてわれわれの見解を提示することにした。

### 3. 受け入れ体制のあり方

#### (1) 基本的視点

本稿で明らかのように外国人労働者問題は、受け入れ国の政治、経済、社会生活などに多くの影響を及ぼさざるを得ない。したがって受け入れのあり方を検討するには、この問題をいくつかの基本的視点から再認識することが必要となる。

第一に、対応策は歴史的視点にもとづく考察を前提にしたものでなければならないと思われる。言うまでもなく、資本主義社会は、国民国家の形成、言い換えれば一国社会体制の形成を前提とする商品輸出入（「モノの自由化」）、資本輸出入（「カネの自由化」）とともに発展してきた。だが、1960年代後半以降、世界的規模で展開されてきた多国籍企業という新たな形態は、国際間経済格差を拡大し、いわゆる「南北問題」を顕在化させるに至った。このことは、いわゆる先進資本主義諸国をして、「国際化時代の到来」、「国際協調」、「国際的相互依存体制」を必然的なものとした。それは、資本主義社会の発展の前提条件であった一国社会体制（国境という枠組み）を自らつき崩すかたちでしか将来の発展はありえないことを意味する。外国人労働者問題は、このような資本主義の世界史的発展過程から生みだされた不可避的現象であるのだから、その受け入れによって複雑かつ困難な問題を抱え込まざるを得ないとしても、回避しえない以上、最大限可能な適切な対応策がとられなければならない。

第二に、外国人労働者問題は「国際化」を前提にしなければならない。外国人労働者の否定は、対外的にはさまざまな国際摩擦を、国内的には資本の国外流出にともなう産業の空洞化を生み出さざるを得ない。他方、外国人労働者の受け入れは、「労働力」の国際的移動にとどまらず、「人間としての存在それ自体に生まれながらにして備わっている基本的人権」をもつ労働者の移動であり、同時にその家族の移動を伴わざるを得ない。それは、国籍、人

種、民族、言語、宗教、文化、生活習慣などの異なる国々からの「人の移動」である。したがって、受け入れのあり方如何によっては、新たな国際摩擦や国内的混乱が生ずる危険性がある。受け入れ国の「内なる国際化」のあり方を除外した対応策はあり得ない。

第三に、長期的、流動的視点のもとで歴史的経験（国内のおよび国際的）が活かされ、新しい制度や体制が構想されなければならない。この点については、なおいくつかの補足的説明が必要と思われる。ここで国内的経験としてわれわれの念頭にあるのは、言うまでもなく定住外国人労働者・居住者の問題（とりわけ、在日韓国・朝鮮人問題）である。戦後40年以上も経過した今日もお多くの問題を放置してきたわが国の「閉鎖社会」状況、その存在を圧殺してきたとも言うほどの就職、教育、生活、政治面での差別構造が、逆に外国人労働者問題に直面し、対応策が迫られている今日の「混迷状況」を生み出しているとも思われる。一例を掲げると、スウェーデンは1976年、デンマークは1981年、オランダは1985年から、まへの2ヶ国は3年以上、オランダは5年以上滞在する外国人居住者には、地方自治体選挙権が与えられる。だがわが国では、すでに数十年以上滞在している定住外国人居住者の一世にも、この国で生まれ育った二世にも、地方自治体選挙権はない。この一例だけからも、わが国の「内なる国際化」がいかにも遅れているかは明らかである。在日韓国・朝鮮人問題は、じつは外国人労働者・居住者問題にほかならないことの認識が不可欠である。

国際的経験とは、欧米における外国人労働者問題である。とくに西ドイツにおける経験から学ぶべき点は多いと思われる。西ドイツでもフランスでも外国人労働者の導入が多くを経済的・社会的影響を生み出したことは事実であるが、そうした否定的側面を強調してこの問題を回避することは、「ヨーロッパの経験からひきだされるべき教訓」とは思われない。西ドイツが外国人労働者導入を開始したのは1950年代中頃からであるが、その後の状況、とりわけ1973年以降、問題が表面化した背景には、外国人労働者の導入を、国内労働力不足を解消するための一時的・短期的な「労働力商品」の導入と理解したこと、そこには「人間」の移動とみならず視点が欠落し、同時に長期的な視点も欠落していたことがある。したがって、こうした経験からひきだされるべき「教訓」は、外国人労働者受け入れ制度や体制を考えるには、外国人労働者を短期的、出稼ぎ的、臨時的性格のものとする見方を捨て去らなければならないという点である。もちろん、当面する諸問題、たとえば今日の「不法就労」外国人労働者問題に対しては、最少限、基本的な人権を擁護し、保証する体制等は緊急の課題である。

外国人労働者を導入すると「産業の高度化が遅れる」、「外国人だけが就業する低賃金の特定部門が生ずる」、「不況期になると失業問題が表面化し、国内労働者の失業が増加する」等々の指摘は、外国人労働者を補助的なもの、短期的・臨時的性格のものとして理解す

ることから生ずる。外国人労働者の存在と切り離しても、こうした事態は景気変動の過程で起こりうるものであり、外国人労働者と国内労働者を全く同質とみなすならば、そうした問題は、わが国の産業政策、雇用政策、労働時間短縮問題などの国内政策如何にかかわっていることが明らかとなる。

ヨーロッパでは、どの国も国内に少数民族の存在を前提としたうえで、あるべき「国際化」の方向を模索しているのが現状である。たしかに多くの国がE C域外第三国からの新たな外国人労働者の流入を停止、または厳しく制限していることは事実であるが、同時にE C域内労働力の自由移動政策、「ヒトの自由化、国際化」が進んでいることも事実である。

## (2) 受け入れのあり方について

国際化時代だからといって、ただちに国内労働市場の無制限かつ全面的な開放はありえない。これまでの考察から出てくる基本的方向は、主権国家としての枠組みを前提として、国際経済の相互依存体制のもとで現実が生じ、また将来生じうる国際摩擦を回避し、同時に国内諸条件を考慮したうえで、長期的・段階的に一定数の外国人労働者を一定の基準のもとに迎え入れること、そのための受け入れ体制の整備であると思われる。それは、将来的には、今日の「閉鎖社会」・「同質社会」から少数民族の存在を前提としたありうべき多民族社会への漸次的移行であると思われる。

ところで、現在早急に対策を迫られているのが、「不法就労」外国人労働者問題である。人権無視の現状を明らかにし、必要な援助や予防措置が講じられるためには、労働・生活状態の全面的な実態調査を実施し、悪質なブローカーが介入する入国ルートを送り出し国政府の協力のもとに明らかにしなければならない。

以下、わが国における外国人労働者受け入れのあり方を検討する際に必要と思われるいくつかの基本的留意点を指摘することにした。第一に、一定の人数枠を想定して段階的に受け入れるには、国際的状況（たとえば、途上国援助強化による排出要因の解消見通しなど）および国内諸条件を考慮した長期計画のもとで、個別・具体的な体制の整備が必要である。第二に、「不法就労」を排除するためにも、政府間協議や協定にもとづく公的ルートの確立が必要である。第三に、「ガストアルバイター」、「季節労働者」、「国境労働者」、「移動労働者」、「移住労働者」、「移民労働者」などの諸概念が使用されるように、外国人労働者には、短期的な出稼ぎ形態から長期的定住型に至るまでさまざまな就業形態（生活形態）がある。このことがこの問題に対する対策を複雑化させ、困難なものにしているとも言える。受け入れ体制を整備するためには、これらの諸形態を画一的に区分してそれに応じた対策を講ずるといふ愚を避けなければならない。換言すれば、長期滞在・定住外国人労働者・居住

者の受け入れを前提とした体制づくりでなければならず、短期的・出稼ぎ外国人労働者対策は、それを補完する特例措置とする必要がある。この点を前提にすれば、第四に、将来生ずる危険性がある社会的・民族的差別や偏見を排除し、労働災害などの事故を予防し、就労・転職・職業教育や訓練・教育全般における機会均等を保証するためにも、日常会話程度の日本語教育の義務づけや日本語研修機会を保証することが不可欠である。第五に、就労から滞在、定住、帰化に至るまでの各段階に照応した市民的権利・政治的権利を保証するための法的整備および差別禁止法の制定が必要となる。第六に、受け入れ体制を具体化し、それを実施するための国家的・全国的規模での行政機構の整備が必要である。すなわち、中央レベルでは、関係省庁間の関連業務を統括する新たな専門機関の設置とそれにもとづく機構改革、地方レベルでは、各地方自治体、その他の関連機関に外国人担当部局の設置が不可欠となる。第七に、ILO第97号「移民労働者に関する条約」（1949年）および第143号「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約」の早期批准を実現するような体制づくり、条件整備が必要である。とくに、第143号条約が、第97号条約および1958年の第111号「差別待遇（雇用および職業）条約」を捕足するために決定された条約であることの意味は大きいと思われる。

## おわりに

外国人労働者問題は、わが国の将来にわたっての国際化のあり方を問うものである。その意味で、現在はひとつの歴史的転換期にあるということもできる。問題が広範にわたり、複雑であるが故に、安易な対応策は避けられるべきであるが、他方、早急な対策を迫る多くの課題が提起されていることも事実である。

1987年来、ぞくに「鎖国から開国まで」とも言われるように、この問題をめぐって多くの論争が行なわれ、またさまざまな視角からの問題点の指摘や対応策のあり方も提起されてきている。本稿では、これらの点についてはほとんど触れることができなかった。また、受け入れのあり方についても、基本的指摘の枠を超えることができていない。これらについては、今後に残された課題として取り組んでいきたい。

ともあれ、本稿が、現在のわが国の外国人労働者問題を理解するための一助となればさいわいである。

## (注)

- (1) この点については、拙著『現代資本主義と外国人労働者』（大月書店、1986年）、とくに「第四章、日本資本主義の特質と外国人就業問題」を参照されたい。

- (2) 同上書巻末、参考文献参照。また欧米全体の状況については、『移民・外国人労働者問題の現状と政策』（労働大臣官房国際労働課『海外労働情勢月報』1987年9・10月号）がある。〔これは、昭和63年版『海外労働白書』に再録されている〕。
- (3) 同上書、198 ページ。
- (4) その最も典型的事例であるべき在日韓国・朝鮮人問題は、あたかもわが国固有の「朝鮮人問題」としてきわめて特殊な状況下におかれてきたことは周知のとおりである。だがこのことが、今日のわが国社会の国際化の遅れというきわめて不幸な現実を生みだしたといっても過言でない。
- (5) たとえば、「酷使に泣く韓国女性」（朝日新聞 1972年10月7日付）、「海外労働力におんぶする企業 — 日本で研修する東南アの娘さん —」（同 1972年10月30日付）、「研修の名で看護婦導入」（同、1974年7月1日付）など。
- (6) たとえば「出かせぎナダレ — 驚異の成長支える —」（朝日新聞 1972年7月15日付）、「外国人はもう沢山（スイス）労働人口の25%にも」, 「根深い英の人種差別 — インド人がスト —」（同、1972年11月29日付）、「豊かなフランスの暗い陰（外国人移住労働者）底辺支え、過酷な労働」（同、1973年4月4日付）、「病めるフランクフルト（西独）」（同、1973年6月27日付）など。
- (7) たとえば、西ドイツは1973年11月以降、フランスは1974年9月以降、EC域外諸国からの外国人労働者の流入を原則的に禁止した。
- (8) 西ドイツについては、拙著前掲書、とくに第3章第2節を参照されたい。
- (9) 「法務大臣が特に在留を認める者」という「在留資格」で一般の企業で働いている外国人労働者数は、1984年には3,004人、86年には6,242人である。
- (10) 財団法人「入管協会」は、法務省の援助のもとに1987年6月29日に設立された。その目的は、「外国人労働者の雇用促進をめぐる情報交換の場」を提供することであり、その一環として月刊誌『国際人流』が発行されている。
- (11) その他、日本在外企業協会『外国人知識労働者の雇用実態に関する調査報告書』がある。
- (12) 摘発は、5月10～31日まで、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城の4都県で実施された。
- (13) 「昭和62年12月末現在の不法残留外国人数を計算すると、総数は約5万人に達し、違反事件として顕在化した外国人（昭和62年の推定約13,000人）の3.5倍以上にのぼっています。」（法務省入国管理局『外国人労働者問題への対応』 — 入管法の改正を通して — 8ページ）。なお、米澤慶治氏（法務大臣官房審議官）によれば、本年7月段階での推計値は、7万人に増加している（同氏「外国人労働者問題を考える」 入管協会



『国際人流』第16号 61ページ)。

- (14) 調査対象 150事業所のある6都府県とは、東京、大阪、千葉、神奈川、愛知、兵庫である。
- (15) 毎日新聞 昭和63年2月1日付。
- (16) 日本キリスト教矯風会の「女性の家 Help」, 1987年5月に結成された「カラバオの会」(寿外国人出稼ぎ労働者と連帯する会 横浜寿町), 「アジアからの出稼ぎ労働者を支える会」(大阪釜ヶ崎), 「滞日アジア労働者と共に生きる会」(名古屋)などの支援団体による活動は、今日全国的にも知られるようになった。こうした動きの中で、88年8月16日法務省人権擁護部内に「外国人のための人権相談所」が開設された。
- (17) 昭和60年度のがわの国民1人当たり国民所得は11,330ドルであり、それはフィリピンの18.9倍、パキスタンの29.8倍、バングラディシュの75.5倍である。
- (18) 「人の国際化を拒否するなら、モノやカネの国際化も拒否しなければならない。日本は外国人労働者を受け入れるか入れないかを議論している時ではない」(游 仲勲「外国人労働者と共存の時」日本経済新聞 昭和63年5月3日付)。
- (19) その内容は、法務省入国管理局が発行したパンフレット『外国人労働者問題への対応』—入管法の改正を通して—に掲載されている。
- (20) 同上書 10~11ページ。
- (21) 同上書 12ページ。
- (22) 労働省職業安定局編『今後における外国人労働者受入れの方向』38ページ。
- (23) 同上書39ページ。また「雇用許可制度」の詳細については、同書40ページ以降「雇用許可制度の具体的構想」を参照されたい。
- (24) 両省がここで念頭に置いている国内企業のニーズとは、わが国企業の海外進出にともなう日本人海外派遣要員の育成のため、海外現地企業における外国人管理者育成のため、あるいは取引業務の国際化を円滑にすすめるための外国人労働者に対する企業の根強いニーズにほかならない。
- (25) たとえば法務省は、「国内労働市場への影響、文化的相違に由来する社会的影響、子弟の教育問題、社会保障、国内治安に及ぼす影響」(法務省 前掲書11~12ページ)を掲げ、労働省報告には「いずれにしても我が国経済社会の様々な領域に影響を招くもの」(労働省研究会報告 23ページ)という認識がある。
- (26) 駒井 洋氏は、「重要な視点を欠落させている点で共通性がある」として、「非熟練労働力の流入の論理にたいする認識が足りないこと」、「すでに流入している外国人労働者の現況やその置かれている状況にたいする関心がほとんど欠如していること」の2

- 点を掲げ、その問題性を論じている。(駒井 洋「外国人労働者に人権の視点を」毎日新聞社『エコノミスト』 昭和63年4月19日号)。
- (27) 法務省 前掲書 7ページ, 労働省 前掲書 19ページ。
- (28) この点については、大沼保昭氏の論稿「『外国人労働者』導入論議に欠けるもの」(『中央公論』昭和63年5月号)を参照されたい。
- (29) たとえば、労働経済社『労働経済旬報』1988年4月上旬号, 総合労働研究所『季刊労働法』147号, 労働旬報社『労働法律旬報』1988年4月下旬号, 日本労働組合総評議会経済局『総評調査月報』第256号, 労働調査協議会『労働調査』1988年5月号, 労務行政研究所『労政時報』第2879号, 有斐閣『ジュリスト』909号, 日本労働協会『日本労働協会雑誌』1988年8月号などを参照されたい。
- (30) この調査は、1. 外国人労働者受け入れに関する調査(対象企業数5,000社, 回答企業1,132社), 2. 外国人雇用企業に関する調査, 3. 受け入れに関する意見調査(有識者の意見調査), 4. 外国人社員の意見調査, 以上4つの調査を内容としている。
- (31) 「外国人労働者の受け入れ問題に関する中間意見について」 昭和63年9月1日発表。
- (32) 矢吹紀人「底辺にきしむ“国際化” —日本人にとっての外国人労働者とは」(『労働法律旬報』1988年4月下旬号 30ページ)。
- (33) この調査は、「外国人の入国及び在留に関する国民の意識を調査し、今後の出入国管理行政の施策の参考とする」ことを目的とし、全国20歳以上の者10,000人を対象に実施された。調査方法は、面接聴取であり、有効回収数は7,648人である。
- (34) 「読売新聞」昭和63年1月25日付, 「朝日新聞」昭和63年3月8日付, 「日本経済新聞」昭和63年3月30日付などを参照。
- (35) 神奈川県自治総合研究センター編「地球化時代の自治体」昭和63年3月, 東京都企画審議室調査部編「世界に開かれた都市の形成へ向けて」—国際化問題研究会報告書—昭和63年6月。
- (36) 神奈川県, 同上書 56~59ページ。
- (37) 堀江 湛「外国人の就業の拡大と都政への影響」(東京都 前掲報告書 59ページ)。

## アメリカ移民統計と「非合法」外国人労働者

喜 多 克 己

はじめに

アメリカ合衆国は移民によって形成された国である。これは過去においてそうであっただけでなく、現に「1970年代から1980年代はじめにかけて、アメリカ合衆国は絶対数において、世界の残りの国全体を合せた移民受入数の2倍にもあたるものを合法的に入国させている」(Briggs, 1984, p. 1)。

もし非合法入国者を含めれば、この期間のアメリカ全人口増加分の約4割は移民が占めるという勢いである。

したがって、アメリカの人口と労働力の規模、構成にとって移民の流入が大きな影響与えないわけではない。

しかし、アメリカの移民統計は移民が労働市場におよぼす影響という観点からみようとすると、のちに検討するようにきわめて不十分である。

ところで、アメリカの移民制度の運用には多くの連邦政府機関がかかわっており、それぞれが各局面にかんする業務活動の結果をデータとして提供している。もちろん、このような統計データの収集・作成は、それぞれの機関にとっては、その行政上の主要任務に付随する副産物生産であることから、これらはつねに政府経費削減の対象とされている。

現に、移民と労働市場のかかわりについてのデータ不足が指摘されていても、その改善には多くの障害がある。

移民制度の運用にかかわる連邦機関のうち、もっとも重要な役割を担っているのが司法省移民帰化局 (U. S. Department of Justice, Immigration and Naturalization Service) — 以下INSという — である。

INSは移民法の運用に必要な規則、規定、指針を作成する権限をもっている。INSはまた、アメリカの沿岸や国境地帯において非合法入国者を直接撤去する (INS国境パトロール) など法規の日常的な執行および関連する行政上の規制にも責任をもっている。それらの活動結果からINS統計が作成され、これがINS統計年報 (Statistical Yearbook of INS) として毎年公表され、アメリカ移民データの主要な源泉となっている。

又、労働省および国務省も移民制度の管理、運用において特定の役割を受持っている。

労働省はアメリカ市民に家族としての結びつきを持たない移民志望者に対し労働証明書を

発行する責任をもっている。これは国務省による移民査証の発給又は司法長官による永住権の認可に先立って行われるものである。労働省はまた、非移民短期労働者（H-2）——移民国籍法第101条H-2項による——について、司法長官に当該労働者の必要性にかんする勧告を行ない労働許可書を発行する責任をもっている。これら労働証明書および労働許可書を交付された労働者数の統計は労働省労働証明部で作成されている。

また、国務省は、あらゆる外国人訪問者および合法的移民資格を望むものに査証（visa）を発行する責任をもっている。国務省査証局（Visa Service）は移民（合法的永住外国人）および非移民（合法的一時滞在外国人）に対する査証発行件数および査証発行拒否件数の統計を作成している。

そのほか、厚生省（社会保障局、公衆衛生局）、教育省、財務省（関税局、国税庁）なども移民制度運用のそれぞれの局面にかかわる業務を行ない関連データを作成している。厚生省社会保障局は外国人が就職、銀行預金口座開設のさいに必要となる社会保障書を発行する。また、公衆衛生局は外国人に対する健康診断を実施する。教育省は外国人留学生の受入校の認定、財務省は外国人の入国時の関税法による物品、通貨の申告、アメリカ滞在中の外国人の税金などに関わる業務を行っている。

これまで述べてきたのは連邦政府機関の業務のなかで記録・収集された情報から得られる統計データについてであった。

これとは別に、統計の作成したいを目的とした統計調査の結果から得られる移民関連統計の源泉として商務省センサス局の人口センサスをあげておかなばならない。

センサス局は10年ごとの人口センサスにおいて「アメリカ生れ」と「外国生れ」の区別をしている（海外で生れても両親がアメリカ市民であれば「アメリカ生れ」となる）。

これによって10年ごとに全人口中の外国生れ人口をストックでおさえることができる。

外国生れ人口について、さらに、その出生国別、入国年次別、市民権有無別、性別、年齢別、教育程度別、職業別などの各種統計が作成公表されている。しかし、センサスが与える「外国生れ人口」は非合法移民を含めた現実の移民人口を正確に語るものではないことに注意が必要である。

以上、各種の移民関連統計データの所在について概観したが、これらのなかでもっとも包括的な移民統計データを提供しているのはINSである。

そこで本稿では、INS統計年報の最新版（1986年度版）に収録されている移民関連統計を中心に、これらデータによる移民の動きと特徴を、労働市場へのインパクトを念頭におきながらみるとともにデータ問題にもふれておくことにしよう。

なお、あとに述べるように、1970年代のおわりころから、アメリカ議会をはじめとして多

方面にわたって大きな論議をまきおこしてきた移民改革法案が1986年11月6日に1986移民改革・管理法（IRCA）として成立した。20年ぶりの大きな移民法改訂である。

この法改正によって各種の移民の流れに多様な影響がでてくる筈である。しかし、1986年度（1985年10月1日～1986年9月30日）のINS統計には、これらの影響は当然のことながらまだあらわれない。

## 1. 移民（合法的永住外国人）のデータ

### (1) 移民の増大

移民はアメリカ合衆国に合法的に永住を許可される外国人である。アメリカの移民法によれば、合法的移民としてアメリカに入国できる外国人は、（イ）数的制限を受ける割当移民（ロ）数的制限を受けない非割当移民 の2つのカテゴリーに分けられている。

（イ）数的制限を受ける割当移民とは1年間に27万人を限度として移民資格に優先順位をつけ、それによって配分されるもので1ヶ国につき2万人を限度に割当てられている。

ここで、優先権が与えられる移民とは、アメリカ市民や永住権者の親族関係者（ただし直近親族はつぎの非割当移民のカテゴリーに入る）および知的専門職の者、アメリカで不足している熟練または非熟練労働者となっている。

（ロ）数的制限を受けない非割当移民とは①アメリカ合衆国市民の直近親族 ——これはアメリカ市民の家族の集合を促進するためのもので両親、配偶者、子供に限られている。②特別移民 ——これは特定の聖職者、帰国永住権者である。ただし隣接する国に居住しアメリカに通勤する永住権者はコミューター（Commuter）として特別に扱われている。③永住に資格変更する難民および亡命者 となっている。

入国許可の手続は永住を志望する外国人が、そのときにアメリカ国内に居住しているか、又は外部に居住しているかによって異なる。

アメリカの外部に居住する有資格の外国人は国務省から移民査証の支給をうけたうえ、アメリカの通関港において入国を許可される。一時的資格ですでにアメリカ国内に居住している有資格の外国人はINSの地方事務所において、その資格を一時居住から永住に変更することになる。

アメリカの外部からの新規到来者についての情報の源泉は移民査証（国務省査証局）であり、国内居住者の永住資格への変更にかんする情報は永住許可書（INS）である。

すでに述べたところからも知られるように、移民データについて注意を要する点は、ある年のあいだに合法的永住を認められた移民数は、その年に実際にアメリカに入国したもので

はないことである。

なぜならば、合法的永住に資格変更を認められる移民の大部分は資格変更が行われる年より以前に非移民としてアメリカに入国している。そして、これらは合法的永住に資格変更される時点で、はじめて移民統計にあらわれるのである。この場合の多くは難民を含んでいる。難民は永住資格を申請するためには、それ以前に1年間、合法的に居住していることが要件とされている（1980難民法）。

こうして1986年の永住資格変更者の94%は、実際には1985年またはそれ以前に入国している。

1986年度(1985. 10. 1～1986. 9. 30)には全体で 601,708人の外国人が移民として認められた。これは1920年代前半以来の高い水準である。

1981～1986の1年あたり平均の移民数は58万、同じくこの期間の年平均のアメリカ人口1,000人あたり移民は2.4人となる。

アメリカへの移民流入が史上最高水準を示したのは1900年代の最初の10年間であって、この間の年平均移民数88万、人口1,000人あたり10.4人であった。

1980年以降の移民の水準は、1900年代最初の10年間のそれには及ばないものの半世紀ぶりの高い水準となった。(表1)

この傾向は人口センサスによってもたしかめることができる。

1980年センサスによればアメリカ全人口のうち外国生れの人(外国で生れたアメリカ市民の子供を除く)は、その絶対数でも比率でも1920年以来はじめて増大に転じている。(表2)

この数字は1920年以後1970年まで10年間隔で実施される前回センサスとくらべて一貫して減少をみてきたが、1980年においてはじめて増大に転じたのである。

ここでとくに1980センサスの数字について注意が必要である。それは、1970年代に著しく増大をみたと思われる「非合法」移民が1980センサスでは著しく過小にとらえられていると思われる点である。

1980センサスが実施されていた期間は「非合法」入国者の問題が全国的論争のまとなっていた時期と一致したことを考えれば、ただでさえ連邦政府職員との接触を避けようとする彼等が過小にとらえられたことは明らかである。

これらの事情から1980センサスの外国生れ人口数はもっと高い水準のものともみてよい。

ところで、あとにもふれるが、1986年の移民法改正は「非合法」入国者にかんする特赦と合法化措置を大きな柱としている。したがって、こんご数年にわたって合法的移民数が増大をつづけることは確かであろう。

かくして、1970年代から1980年代にかけて、アメリカは「大量移民の第4の波」(Briggs,

1984, p. 74)の渦中にあると言いうる。(1)

(1) Briggsは大量移民の第1の波が1830～60年, 第2の波が1860年代半ば～1880年代半ば, 第3の波が1890～1914年, 第4の波が1960～1980年の時期に生じたとしている。(Briggs, pp. 19, 24, 250, 251)

表1 アメリカへの流入移民数：1820～1986年

	総数	対人口比 (千人当り)		総数	対人口比 (千人当り)		総数	対人口比 (千人当り)
1820～1986	53,122	3.4	1965	297	1.5	1984	544	2.3
	千人		1966	323	1.6	1985	570	2.4
1820～1830	152	1.2	1967	362	1.8	1986	602	2.5
1831～1840	599	3.9	1968	454	2.3			
1841～1850	1,713	8.4	1969	359	1.8			
1851～1860	2,598	9.3	1970	373	1.8			
1861～1870	2,315	6.4	1971	370	1.8			
1871～1880	2,812	6.2	1972	385	1.8			
1881～1890	5,247	9.2	1973	400	1.9			
1891～1900	3,688	5.3	1974	395	1.9			
1901～1910	8,795	10.4	1975	386	1.8			
1911～1920	5,736	5.7	1976	399	1.9			
1921～1930	4,107	3.5	1977	462	2.1			
1931～1940	528	0.4	1978	601	2.8			
1941～1950	1,035	0.7	1979	460	2.1			
1951～1960	2,515	1.5	1980	531	2.3			
1961～1970	3,322	1.7	1981	597	2.6			
1971～1980	4,493	2.1	1982	594	2.6			
1981～1986	3,466	2.4	1983	560	2.4			

1986 I N S統計年報より

表2 外国生れ人口

	実 数	全人口のうち比率
1920	14,020千人	13.2%
1930	14,283	11.6
1940	11,657	8.8
1950	10,431	6.9
1960	9,738	5.4
1970	9,619	4.7
1980	14,680	6.2

- 1) 各年人口センサスによる
- 2) Statistical Abstract of the U. S., 1988, p. 38

## (2) 移民の出身国別構成の変化

1986年において、アメリカへの移民の最大の送地域はアジア(44.6%)であった。(表3)

これは、1965年の移民法改正による人種または出生地主義にもとづく移民法上の差別の廃止とともに始まった傾向の継続を示している。他方、ヨーロッパからの移民数(1986年で全体の10.4%)は明らかな減退傾向をひきついでいる。

1970年代の終りから、アジアの国々およびラテンアメリカの国々が「大量移民の第4の波」の主要な源泉となっている。

1980年代にはいと、アジア地域は一段とその比重を高め、総移民数の半分にせまるほどになった。1981～86の期間に大きな移民数を示した国は、第一にメキシコ、ついでフィリピン、さらにベトナム、中国(本土および台湾)、韓国であった。

いまや、メキシコとフィリピンがアメリカ移民の最大の供給国になったのである。

とくに、アジア地域からの移民の急激な増大はアメリカに入国したインドシナ難民が、順次、永住資格への変更を認められたことも大きな要因であった。

ところで、移民のうち1年間に27万という数的制限のある割当移民については、査証要求が制限をはるかに越えている。したがって、このカテゴリーの移民総数は年によってほとんど変わらない。移民の増加をもたらすことになっているのは数的制限をうけない非割当移民の増大のためである。そのうち、とくにアメリカ市民の直近親族(両親、配偶者、子供)が一貫して増大している。これは、ほぼ10年前の1977年には112,000人であったものが、1986年



には 224,000人と倍増している。

1986年についてみると、この直近親族の62%は「アメリカ市民の配偶者」（その24%はメキシコからの移民）であり、また、直近親族のうち「アメリカ市民の両親」は20%で、そのうちの67%はアジアからの移民であった。（表4）

表3 移民の出生地域別構成

	(千人)				
	1951~1960	1961~1970	1971~1980	1981~1985	1986
ヨーロッパ	1,492.2 (59.3)	1,238.6 (37.3)	801.3 (17.8)	321.8 (11.2)	62.5 (10.4)
北アメリカ	274.9 (10.9)	286.7 (8.6)	114.8 (2.6)	55.6 (2.0)	11.0 (1.8)
ラテンアメリカ	558.9 (22.2)	1,288.8 (38.8)	1,813.8 (40.3)	1,013.9 (35.4)	238.4 (39.6)
うちメキシコ	319.3 (12.7)	443.3 (13.3)	637.2 (14.2)	335.2 (11.7)	66.5 (11.1)
アジア	157.1 (6.2)	445.3 (13.4)	1,633.8 (36.4)	1,376.3 (48.0)	268.2 (44.6)
うちフィリピン	17.2 (0.7)	101.5 (3.1)	360.2 (8.0)	221.2 (7.7)	52.6 (8.7)
その他	32.4 (1.4)	62.3 (1.9)	129.6 (2.9)	96.8 (3.4)	21.6 (3.6)
計	2,515.5(100.0)	3,321.7(100.0)	4,493.3(100.0)	2,864.4(100.0)	601.7(100.0)

1986 I N S統計年報より作成

表4 移民の出生地域別・移民カテゴリー別人数（1986年度）

	総計	割当移民	非割当移民	非割当移民の内訳							
				直近親族				難民亡命者	の資格変更	特別移民	その他
				計	両親	配偶者	子供				
ヨーロッパ	62.5	22.7	39.8	27.3	2.9	21.6	2.7	11.9	0.3	0.3	
北アメリカ	11.0	4.8	6.3	5.8	0.2	4.8	0.9	0.0	0.1	0.2	
ラテンアメリカ	238.4	111.5	126.9	92.4	11.1	63.2	18.1	31.3	0.8	2.4	
うちメキシコ	66.5	20.4	36.2	44.2	3.4	32.8	8.1	0.0	0.1	1.7	
アジア	268.2	119.6	148.6	87.7	30.2	39.2	18.2	58.7	1.6	0.7	
うちフィリピン	52.6	19.7	32.8	31.7	9.4	14.2	8.0	0.4	0.6	0.0	
その他	21.6	8.4	13.2	10.3	0.8	8.8	0.7	2.5	0.2	0.2	
計	601.7	267.0	334.7	223.5	45.2	137.6	40.6	104.4	3.0	3.9	

1986 I N S統計年報より作成

### (3) 移民の性別・年齢別構成

1986年に移民として認められた 602千人のうち男女別にはほぼ同数であった（男300,777, 女300,931）。

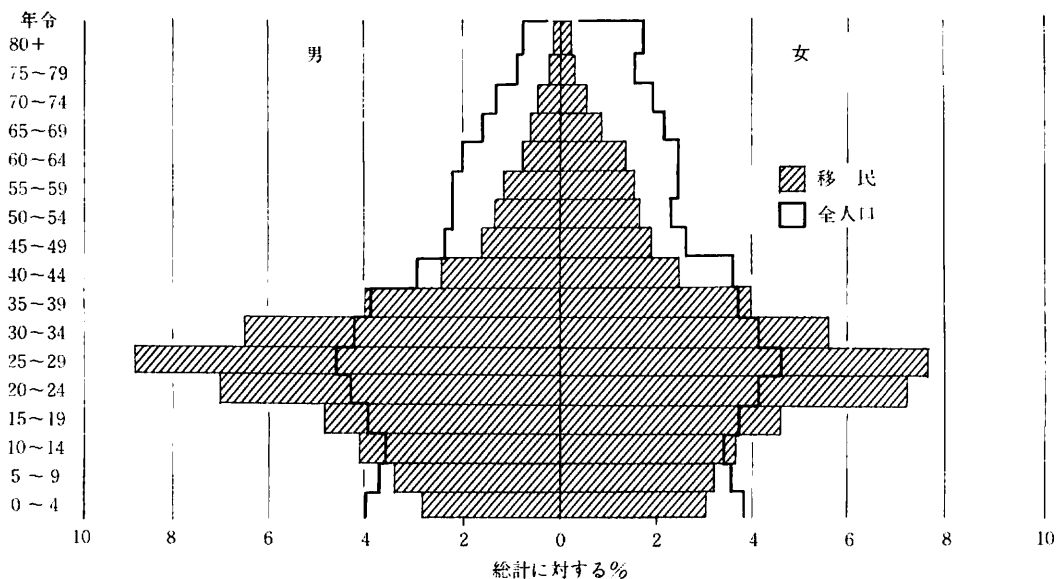
一方、年齢別構成では、アメリカ全人口のそれとくらべると20～34歳の年齢層に集中している。（図1）

移民人口が生産年齢層の中枢部に集中する構成をとっていることは、移民人口のアメリカ労働市場に与えるインパクトは大きいとみられる。

とくに、移民供給国の筆頭を占めるメキシコについてみると移民数の6割近くが男子で、しかも20～29歳のところに集中している。

これは、のちに「配偶者よび寄せ」という形での直近親族の移民増に結びつくものと思われる。

図1 移民およびアメリカ全人口の性別・年齢別構成（1986年度）



- 1) アメリカ全人口のデータはセンサス局人口現況報告による1986年7月1日現在の推定値
- 2) 1986 INS統計年報 p. xxi

(4) 移民の職業構成

合法的移民は移民査証を申請するさいに職業を明記するように求められる。これによって、従来、移民にかんする職業上のデータが与えられてきた。

1986年に認められた移民総数の約40%が入国時に職業を届け出た。

しかし、知的専門職従事者、またはアメリカで不足している熟練・非熟練的職業労働者など、いわゆる、職業上の優先権にもとづいて入国を許可されたものは、1986年において、移民総数約60万のうち4%弱(23,162人)にすぎない。(表5)

表5 移民の職業構成(1986年度)

	移 民	職 業 上 の 優 先 権 あり	職 業 上 の 優 先 権 な し
総 数	601,708(100.0)	23,162(3.8)	578,546(96.2)
専門的・技術的職業従事者	42,104(7.0)	9,635	32,469
管理的職業従事者	21,269(3.5)	4,079	17,190
販売従事者	12,255(2.0)	337	11,918
事務従事者	19,706(3.3)	516	19,190
精密製品製造・技能工・修理作業者	26,773(4.4)	1,722	25,051
組立・労務作業者	53,252(8.9)	542	52,710
農林漁業作業者	11,606(2.0)	91	11,515
サービス職業従事者	47,142(7.8)	4,771	42,371
計	234,107(38.9)	21,693	212,414
無職業者	338,801(56.3)		338,801
主婦	83,294(13.8)		83,294
失業・退職者	69,424(11.5)		69,424
学生・子供	186,083(31.0)		186,083
不明・報告なし	28,800(4.8)	1,469	27,331

1986 I N S 統計年報より作成

これら職業上の優先移民は、それぞれその職業にしたがってアメリカ労働市場に参入するであろう。これら職業上の優先移民については、その入国がアメリカ労働者の賃金、労働条件に不利な影響を与えるものではないことを示す労働省発行の労働証明書が必要である。

表5にみるとおり、入国時に職業を届出たもの、すなわち、1986年では、移民の40%が、一応、移民の労働市場参入率を示すものとみられる。

しかし、入国時に主婦又は学生と記入したのも、そのなかから新しい労働市場参入者が登場してくることは言うまでもない。

表6 移民の出生地別職業構成

	ヨーロッパ	北アメリカ	ラテンアメリカ	うちメキシコ
移民総数	62,512(100.0)	11,039(100.0)	238,419(100.0)	66,533(100.0)
専門的・技術的職業従事者	7,875 (12.6)	1,751 (15.9)	8,341 (3.5)	1,114 (1.7)
管理的職業従事者	3,310 (5.3)	971 (8.8)	4,630 (1.9)	809 (1.2)
販売従事者	1,383 (2.2)	396 (3.6)	4,509 (1.9)	785 (1.2)
事務従事者	2,617 (4.2)	528 (4.8)	8,456 (3.5)	991 (1.5)
精密製品製造・技能工・ 修理作業	3,938 (6.3)	336 (3.0)	15,276 (6.4)	3,691 (5.5)
組立・労務作業	3,997 (6.4)	443 (4.0)	34,627 (14.5)	16,382 (24.6)
農林漁業作業	684 (1.1)	58 (0.5)	3,798 (1.6)	2,278 (3.4)
サービス職業従事者	4,974 (7.9)	731 (6.6)	24,922 (10.6)	4,949 (7.4)
計	28,778 (46.0)	5,214 (47.2)	104,559 (43.9)	30,999 (46.6)
無職業者	33,734 (54.0)	5,825 (52.8)	133,860 (56.1)	35,534 (53.4)
	アジア	うちフィリピン	その他	
移民総数	268,248(100.0)	52,558(100.0)	21,490(100.0)	
専門的・技術的職業従事者	21,538 (8.0)	5,705 (10.8)	2,599 (12.1)	
管理的職業従事者	11,051 (4.1)	2,520 (4.8)	1,307 (6.1)	
販売従事者	5,276 (2.0)	1,001 (1.9)	691 (3.2)	
事務従事者	7,142 (2.7)	2,214 (4.2)	963 (4.5)	
精密製品製造・技能工・ 修理作業	6,625 (2.5)	1,403 (2.7)	598 (2.8)	
組立・労務作業	12,839 (4.8)	1,380 (2.6)	1,346 (6.3)	
農林漁業作業	6,938 (2.6)	1,578 (3.0)	128 (0.6)	
サービス職業従事者	13,790 (5.1)	3,694 (7.0)	2,725 (12.7)	
計	85,199 (31.8)	19,495 (37.1)	10,357 (48.2)	
無職業者	183,049 (68.2)	33,063 (62.9)	11,133 (51.8)	

1986 I NS統計年報より作成

ところで、すでに述べたように「大量移民の第4の波」の時期の大きな特徴は、移民の出身国別構成のドラマチックな変化を伴っていることであった。これは、当然、移民人口の職業構成の変化をひきおこすことになる。

表6は移民の出生地域別の職業構成を示したものである。(表6)

これによってみても、出生地域のヨーロッパおよび北アメリカ(カナダ)からラテンアメリカおよびアジアへの重心移動は、知的専門職従事者から半熟練・未熟練またはサービスの職業従事者への比重の高い構成へ、移民の職業構成の下向変化をひきおこすことになると言っているようにあろう。

#### (5) 移民の将来居住地の分布

到来する移民から収集された1986年の情報によると、彼等が将来の永住地として選んだトップの6つの州は、カリフォルニア、ニューヨーク、フロリダ、テキサス、ニュージャージー、イリノイである。そして、これら6つの州を永住地と定めた移民は全移民の72%に達した。永住地がこれら6つの州に集中するという傾向は、長い間、ほとんど変りない。

とくに、カリフォルニアは1976年以後、合法移民の最大の受入地としてあらわれており、1986年には、この州だけで全移民の28%を受入れている。

さらに、移民の定住地は、それぞれの州内における中心的大都市地域に集中している。ニューヨーク市、ロサンゼルス、シカゴ、マイアミ、サンフランシスコなどの大都市地域がそれである。1986年でみると、これら5つの都市地域で総移民数の1/3をひきうけている。

合法移民の集中地域は又、「非合法」移民の集中する地域でもある。それは「非合法移民は露見をさけるため、同じ人種的背景をもつ多くの人々がすでに定住している地域社会」を選ぶからである。ところで、「非合法」移民のもう一つのプールは農業労務請負人が雇用する移動農業労働者の集団の中につくられている。これについては後で述べる。

そして、「わが国の100万以上の人口をもつ35の都市地域について検討した結果、これらの地域の製造業の賃金上昇率は、これらの地域の移民人口規模と逆相関した」(Briggs, pp. 77~78)という。

## 2. 非移民(合法的一時滞在外国人)のデータ

非移民(nonimmigrants)は永住のためではなく、特定の一次的期間、アメリカに合法的に入国、滞在する外国人である。量的にみて、もっとも代表的な非移民は数日から数ヶ月の間、観光査証で入国する旅行者であるといつてもよいが、そのほか、非移民には外国大使から外国

人留学生に至るまで各種多様なものを含んでいる。アメリカ移民法によれば、非移民とは移民資格を認められないその他すべてのカテゴリーの査証申請者なのである。

そして、非移民については、収入を伴う就業が許されるのは、全体のうち、数の上で、ごく小部分である。

たとえば、1986年度にアメリカに入国した非移民総数は約1050万人（国別にみて、これのトップが日本からの入国者で170万人、2位がイギリスの127万人）であった。その大部分（70％）は観光目的の訪問者で、これはアメリカ国内において働くことが認められない。

このほかアメリカを通過する外国人（2.3％）も、もちろん働くことは許されない。これ以外の非移民カテゴリーは、それぞれ当該査証の資格の範囲内において、特定の条件のもとでのみ収入を伴う就業が認められている。

したがって、これらの就業は限定的なものであってアメリカ労働市場に全般的に影響をおよぼすというものではない。

いま1986年度の結果について働くことが認められている非移民のカテゴリー別人数を示すと表7のとおりである。

表7 就業可能な非移民カテゴリー別人数（1986年度）

カテゴリー	査証記号	人 数
貿易家・投資家	E	103,714
学 生	F-1	261,205
特殊技能者	H-1	54,426
短期労働者	H-2	28,014
訓練生	H-3	2,919
交換訪問者	J-1	130,416
アメリカ市民の婚約者	K-1	7,147
同系企業内転勤者	L-1	66,925
		654,766

1986 I N S 統計年報より作成

特殊技能者（H-1）とは、オペラ歌手、ピアニスト、俳優など専門家としてすぐれた功績と卓越した才能をもつ人々のことである。

訓練生（H-3）とは、工業、農業、商業、その他の分野において、個人または団体の招聘によりアメリカ式のビジネスにかんする知識をうる目的で入国するもので、研修に付帯す

る生産活動はアメリカ人労働者の雇用機会を圧迫しない限りでのみ許されることになっている。

これらとは異なって、短期労働者（H-2）は長年にわたり大きな論争を生んできた非移民労働者計画にかかわる一時的入国者である。

前に述べたように、非移民入国者の大部分は、アメリカ滞在中は収入を伴う仕事を許されない。しかし、短期労働者は、明らかに就業を目的として入国するのである。

すなわち、国内労働力の不足を補う外国人労働者の雇用という性格をはじめからもったものである。

もっともH-2に区分される非移民のなかも、さらに細かくみれば多様な職業のものが含まれている。たとえば、資格の点で、H-1ビザ又はJ-1ビザでは入国できない専門的、技術的職業従事者などもここに含まれる。

しかし、H-2区分の非移民全体のなかで単一最大の職業をなすものは農業労働者である。

そして賃金・労働条件の点からみると、非農業H-2労働者は、その存在が労働市場に影響を及ぼすというよりむしろ、彼等の賃金じたいが労働市場の状況を反映していると言われるのに対して、農業H-2労働者のそれは、局地的であるとは言え、農業労働市場にマイナスの影響を与えている。H-2労働者の入国にさいしては、アメリカ国内において同等の能力を有する労働者がえられないということや、外国人労働者の入国がアメリカ国内における労働者の賃金、労働条件にマイナスの影響をおよぼさないことが条件（労働省がこれらの証明に責任をもつ）とされているにもかかわらずである。

短期農業労働者（H-2）の導入にあたっては、導入を計画する雇用主は労働者と特別な補償契約（indemnity agreement）を結びINSに報告書を提出することになっているが、そのまえに、外国人労働者が必要であることの証明を求めるグローワー（農園主）とその証明に責任をもつ労働省との間には、つねにトラブルのたねがある。

ところで、非移民農業労働者計画の原型を定めたものは、現行の農業H-2計画の前身をなす非移民ブラセロ計画（Bracero Program）であった。

ブラセロ計画は1942年8月にアメリカ議会において作成、制定されたもので、アメリカとメキシコの政府間協定として調印されたメキシコ人労働者計画である。

この計画は、その発端から1964年末の終了に至る22年の間、各種の曲折と波乱に富む歴史を展開した。1950年代の後半のピーク時には、年間50万近いブラセロ労働者が合法的ゲストワーカーとして受入れられ、計画終了時までには、この計画によってアメリカの農場で働いたメキシコ人労働者は通算500万人に達した。

表8にブラセロ計画および農業H-2計画によって入国した一時的雇用の外国人労働者数

表8 アメリカ農業の一時的雇用外国人労働者数

	一時的雇用 外国人総数	国 籍				
		メキシコ人	英領インド諸島 (フィリピンを含む)	カナダ人	日本人及び フィリピン人	スペイン人
1951	203,640	192,000	公 9,040	2,600	—	—
52	210,210	197,100	法 7,910	5,200	—	—
53	215,321	201,380	78 7,741	6,200	—	—
54	320,737	309,033	に 4,704	7,000	—	—
55	411,966	398,650	よ 6,616	6,700	—	—
56	459,850	445,197	る 7,563	6,700	390	—
57	452,205	436,049	ブ 8,171	7,300	685	—
58	447,513	432,857	ラ 7,441	6,900	315	—
59	455,420	437,643	セ 8,772	8,600	405	—
60	334,729	315,846	ロ 9,820	8,200	863	—
61	310,375	291,420	労 10,315	8,600	40	—
62	217,010	194,978	働 12,928	8,700	404	—
63	209,218	186,865	者 12,930	8,500	923	—
64	200,022	177,736	14,361	7,900	25	—
65	35,871	20,284	10,917	4,670	0	—
66	24,080	8,647	11,194	3,683	0	477
67	23,959	6,125	13,578	3,900	0	356
68	13,704	0	10,723	3,600	0	381
69	16,221	0	13,530	2,300	0	391
70	17,937	0	15,470	2,004	0	463
71	14,235	0	12,143	1,541	0	551
72	12,847	0	11,419	1,107	0	321
73	13,551	0	11,712	1,458	0	381
74	14,197	0	11,625	1,250	0	322
75	12,426	0	11,245	970	0	211
76	12,325	0	11,568	572	0	185
77	12,266	0	11,661	399	0	206
78	11,581	0	10,955	312	0	274
79	12,791	0	12,246	287	0	258
80	11,544	0	11,004	391	0	149
81	12,226	0	11,566	454	0	206
82	7,065	0	6,374	506	0	185

INS各年次統計年報およびStatistical Abstract of the U. S. 各年版より



を示しておく。(表8)

ブラセロ労働者の性格はつぎの特徴点の要約によって明らかであろう。

- ① 単身の男子労働者であること。
- ② 滞在期間は雇主の必要に応じたものであること。
- ③ 仕事はきつく魅力的なものではないこと。
- ④ 賃金と労働条件について最低限の政府管理が存すること。
- ⑤ 雇用の気に入らない労働者は国外に追放されること。
- ⑥ 雇主の気に入った労働者は来シーズンも呼ばれること。

(P. L. Martin and D. S. North, 1984)

この政府管理の非移民労働者計画は、メキシコの低賃金労働プールの開発を意図した、徹頭徹尾、アメリカの雇主本位のものであって、その実質は「合法的奴隷制」(Legalized slavery)(L. C. Majka and T. J. Majka, 1982, p. 136)と呼ばれるにふさわしいものであった。そして、ブラセロ計画は事実上、「ウエットバック(非合法労働者)を雇用するための公認の募集制度以上のもではなくなった」(Garcia Y. Griego, 1983, p. 66)。

このブラセロ計画が、とくにアメリカ南西部の農業労働市場に与えた影響は大きく、1950～1970年の間に、南西部の農業労働者の主力をなしていたメキシコ系アメリカ市民(チカノ)は、急速に、都市労働市場に追いやられた。そして農業労働者の組合組織化活動も中断をよぎなくされたのである。

ブラセロ計画は、公民権運動の高揚(1964年公民権法成立)のなかで1964年末に終結したが、それ以後の非移民農業労働者計画は、1952移民・国籍法(公法 414)によるH-2外国人短期農業労働者計画によって行われるものだけとなっている(ブラセロ計画は議会の特別条例によって制定されたが、国の移民法には包含されていなかった)。

現在、農業H-2労働者の主な利用者は、フロリダ州のさとうきび栽培(英領西インド諸島労働者を使用)、メイン州の木材伐採・搬出業(カナダ人を使用)、ニューヨーク・ヴァージニア・その他東部諸州のりんご栽培(英領西インド諸島労働者を使用)、北西部の牧羊業(スペイン人を使用)である。そして、最近では、毎年入国許可される農業H-2労働者の90%以上は英領西インド諸島(ジャマイカ出身者が圧倒的)からやってくる。これらの労働者は全面的に雇主への従属を強いられており、また、雇主はそれぞれ強力な政治的圧力団体をとおしてこれらの労働者を確保している。そして、送出国では、この労働者の選抜過程において増収賄が常態化しているという。

「農業H-2計画は、その先行者である悪名高いプロセロ計画の不快な特徴のすべてをひきついでいる」(Briggs, p. 107)

又、H-2 農業労働者の雇主は、この計画が、いろいろの規制の強化によって利用しにくくなれば、これに代るものは非合法移民であると主張している。(Briggs, p.108)

これは1964年末のブラセロ計画の終了とともに非合法移民の流入が一挙に加速されたという事実からも真実であろう。

このように、非移民外国人労働者計画は、一方で、アメリカ市民労働者の賃金・労働条件に不利な影響を与えながら、他方、「非合法」移民問題とも深くからみ合って存在している。

たとえば、ブラセロ計画という政府管理の非移民労働者計画が実施されていた時代には、非合法入国メキシコ人労働者、すなわち、リオグランデ川を渡河する「wetbacks」（水に濡れた男）を処理する主要な手段は、彼等を合法的ブラセロ労働者に転換する —この過程を「drying out」（乾かす）と称する —ことによって非移民労働者計画にくみいれることであった。(Majkas, p.156)

そして「ブラセロ計画が終末に近づき、1960年代中頃に終結すると非合法労働者の流入が急増した。このことは、非合法入国者が以前のブラセロに取って代りつつあったことを示唆している」(Reubens, 1983, p.191)。要するに「ブラセロ労働者と非合法労働者は相互に代役を務めた」のである (Garcia Y.Griego, 1983, p.77)。

### 3. 「非合法」移民（無検査入国者・ビザ不正使用者）のデータ

#### (1) 「非合法」移民の呼び名をめぐる論議

I N Sが毎年公表する統計年報には、アメリカに入国する、あるいは、アメリカ国内に居住している「非合法」外国人 (illegal aliens) の数そのものにかんする統計はない。

I N Sもこれが移民データの最大の空白分野であることを自ら認めている。(1986 I N S 統計年報 p. xi, Data Gaps)

「非合法」移民の規模や特性について、よるべき公式のデータが存在しないということの前に、まず、そのような現象をどのような言葉で呼ぶべきか、その実体をあらわす呼び名をめぐる論争がある。

その経緯を要約してみれば次のとおりである。(Briggs, p.129)

南西部において広く使用されている呼び名に Wetbacks(ウェットバック)がある。この言葉はスペイン語の“水に濡れた男”(los mojados)の直訳だが、アメリカに密入国する者が全部国境(リオグランデ川)を泳いで越えてくるわけではない。それにこの言葉はスラングであり嘲笑的ひびきをもっている。

メキシコ以外の国からも入国する者を含めて、非合法移民がアメリカ国民全体の問題であ

ると認識されてくるのに伴って、illegal entrants (不法入国者), illegal aliens(不法外国人), illegal immigrants(不法移民), deportable aliens (追放すべき外国人), undocumented workers (証明書所持労働者) などの新語がぞくぞくあらわれた。

しかし、これらの言葉のどれもが、すべての人々に完全に受入れられているわけではないし、アメリカ移民法に違反する人々のすべての形態を適切に表現していかない。

たとえば、正式の証明書（ビザ）をもって合法的にアメリカに入国したが、ビザの期限がきれても滞在している者は、不法入国者ではないし、もともと証明書を持っていないわけでもない。

また、immigrant(移民)という言葉もこのさい適切ではない。この言葉は、もともと恒久的に定住しようとする人を意味している。

しかし、非合法入国者のある部分、すくなくともメキシコからやってくる人々の多くはこのような意向をもたない。

さらに別の観点からつぎのような主張もある。すなわち、アメリカに流入してくるこれらの労働者は貧困を耐え忍び生計の糧をうるため、もっぱら仕事を求めてやってくるのである。

これらのいかなる人々も犯罪人の汚名をきせられるべきではない。この意味から、ウェトバックとか不法外国人 (illegal aliens) というような世間一般で使用されている呼び名は妥当ではなく、undocumented workers (書類所持労働者) と呼ぶのがもっともよい。

しかも彼等の流入はアメリカ政府およびアグリビジネスによって直接、間接に助長されてきたのであるから、これらの労働者は、アメリカへのたんなる侵入者 (intruders) なのではない (M. J. Pfeffer, 1986, pp. 262, 282)。

たしかに、1964年末をもってブラセロ計画が終結するのに伴って、ブラセロ労働者数と同規模ないしこれを上回る「非合法」移民労働者の流入が生じたという事実は、アメリカ政府の一定の政策的意図の転換をはなれては考えにくい。

「ブラセロ計画の終結とともに「国境開放」(open border) 政策が実施された」のである。

この政策によって「証明書をもたずに国境を通過する多数の労働者が、事実上、放任された」「メキシコ人の継続的移動を放任するこの国境開放の維持は低賃金で管理しうる労働力を保証する政策が行われている証拠である」(W. H. Friedland, 1984, p. 172)

アメリカの移民法に違反する人々を述べるのに使用されるこのような呼び名をめぐる論争の背景には根深い両国の歴史的関係に由来する事情のあることも見逃せない。

すなわち、アメリカ合衆国の現在の広大な南西部の土地は、かつて、メキシコの領土であった。この土地は、そこに住んでいたメキシコ住民とともにアメリカの領土拡張戦争の結果としてアメリカに吸収された (メキシコ全領土のおよそ半分) という歴史的遺産がある。

こうして「19世紀の中頃にアメリカがメキシコにおしつけた両国の国境は、今世紀の中頃までは、アメリカで仕事を求めるメキシコ人にとって障害となるものではなかった」(Martin and North, 1984)。

新しく設定された国境はまさに政治的境界であって、いずれの側に住む住民の間にも自然地理的障壁や人種のちがいは存在しなかったのである。国境をこえるいわゆる「不法」移民を規制しようというアメリカの動きがはじまったのは1920年代であった。

国境パトロールが創設されたのちは、アメリカ国内における労働力供給にかんする配慮のかん点から、あるときは「ウェットバック」追討作戦、またあるときは国境開放による「非合法」移民流入の放任というように政策の大きな振幅があった。それにもかかわらず、アメリカは基本的に、大量の過剰人口をかかえるメキシコを低賃金労働力の供給源として、未熟練労働者主体の共通の労働市場にくみこんできた。

このような事情のもとでは、仕事を求めて国境をこえるメキシコ人労働者をたんに“侵入者”と呼ぶことへの反発は理解しうるところであろう。

しかし、これら「非合法」移民は、アメリカ国内労働者、とりわけ熟練度の低い仕事に従事する労働者によって、限られた雇用機会を盗むものとして敵意をもってみられている。

組織労働者も、この点にかんして、これらの国内労働者に味方してきた。

「AFL-CIO指導部は不法移民をアメリカの労働者に加わらせないよう精力的に闘ってきた」(“The Wall Street Journal”, Wednesday, Oct. 15, 1986)。

## (2) 「非合法」移民関連のデータ

移民法にもとづいて退去を強制される状態におかれている外国人は大きく2つのカテゴリーに分けられる。

1つは非合法的な方法で国境をこえて入国するものである。これらの入国者は必要な証明書類をもっていない、したがって、入国のための検査を受けていない。INSはこれらの入国者を“検査なしに入国する者”(entered without inspections: EWIS)と呼んでいる。

もう1つは、一定の入国地点(Port of entry)を通過して合法的に入国、滞在している。したがって、証明書類(査証など)を持っている。しかし、ビザの期限をこえて滞在していたり、当該の非移民査証で許可されている以外の就労(いわゆる資格外活動)を行っている者である。さらに虚偽の証明書類により入国、滞在している者も含めて、これらは“ビザ不正使用者”(visa abusers)と呼ばれる。

これらの2つのカテゴリーが「非合法」移民の2つの存在形態をなすと言ってよい。これら2つはそれぞれ独自の性格をもっている。

まず、無検査入国者の存在は司法省 I N S 国境パトロールの法執行活動にかかわり、ビザ不正使用者の存在は国務省（海外駐在）査証担当領事官の業務にかかわる。もちろん、不正使用者の探索・逮捕は I N S が責任を負う。

そして、大まかに言えば、無検査入国者の大部分はメキシコ人であり、ビザ不正使用者の多くはメキシコ以外の国からの入国滞在者である。

ところで、これら「非合法」外国人数を統計でとらえるとすれば、フローとしては一定期間内に非合法的に流入する無検査入国者を主とする動態的集団としてとらえられるであろうし、又、ストックとしては一定時点において非合法的に居住しているビザ不正使用および無検査入国の滞留者という静態的集団としてとらえられるであろう。

ところが、アメリカに入国する、あるいはアメリカ国内に居住している「非合法」外国人にかんする統計は I N S 統計年報にはなにも存在していない。また、I N S のほかにも十分に信頼するに足る公式の推定もないと言ってよい。

唯一、「非合法」移民に関連した統計として、I N S が移民法の執行による活動の結果作成した移民法違反者の逮捕・国外追放にかんする業務統計がある。

しかし、この統計は I N S 国境パトロールによる無検査入国者の一部の逮捕数を示すものであって、すでにアメリカ国内に居住しているビザ不正使用および無検査入国の滞留者をほとんど含まない、いわば、「非合法」移民の氷山の一角をとらえたものにすぎない。これをもって、現存する「非合法」移民の規模の指標とするわけにゆかないことは言うまでもない。

とくに“ビザ不正使用”の大部分は決して逮捕されないであろう。I N S もアメリカ国内に居住し働いている“ビザ不正使用者”を苦勞して捜し出すよりも、南西部国境に沿って無検査入国者を逮捕するほうが効率的であるし、成績をあげるためにはそのほうが適していることを昔から心得ているという。

とりあえず、I N S 統計年報によって「非合法」移民の逮捕者数のデータを示そう。

この統計数字は各報告年の間に 1 回以上逮捕された人となっており、同一人が 1 年間に 2 回逮捕されれば重複計上される。逮捕延人数である。

あとでもみるように、メキシコ人の無検査入国者は逮捕されてもほとんどが任意出国という形で国境をこえて送還される。

そして、これらの大部分は成功するまで再度アメリカへの入国を試みる。同一人が 1 年に何回も逮捕されるのはこのためである。

しかしながら、逮捕者数が 1970 年代中頃から 1980 年代にかけて急増しているのは、明らかに「非合法」移民数の増大を反映しているものと読んで間違いはない。

I N S は、1970 年代の 10 年間の逮捕者統計 830 万、そして、1986 年の 180 万という数字は

歴史的な新記録であるとその業績を誇示している」(1986 I N S 統計年報, p. xxxvi)

年次別推移をみると、逮捕者数は1964年末のブラセロ計画の終結とともに急増して現在に至っていることが明らかである。

これは、すでに述べたとおり、同計画の終結に伴ない、これに代って「非合法」移民が急増したこと — アメリカ政府の国境開放政策の実施を反映している。

表9 「非合法」移民の逮捕者数

年	逮捕者数	年	逮捕者数
1951-60	3,598,949	1971-80	8,321,498
1951	509,040	1971	420,126
1952	543,535	1972	505,949
1953	885,587	1973	655,968
1954	1,089,583	1974	788,145
1955	254,096	1975	766,600
1956	87,696	1976	875,915
1957	59,918	1977	1,042,215
1958	53,474	1978	1,057,977
1959	45,336	1979	1,076,418
1960	70,684	1980	910,361
1961-70	1,608,356	1981-86	7,560,513
1961	88,823	1981	975,780
1962	92,758	1982	970,246
1963	88,712	1983	1,251,357
1964	86,597	1984	1,246,981
1965	110,371	1985	1,348,749
1966	138,520	1986	1,767,400
1967	161,608		
1968	212,057		
1969	283,557		
1970	345,353		

1986 I N S 統計年報より

さらにさかのぼって、1953～54の逮捕者数の急増は、アイゼンハワー政権による「ウエットバック作戦」(J. Samora, 1971, pp. 51～55)と称する南西部国境地帯での密入国者に対する軍事スタイルの積極的掃討行動の結果を反映するものである。アイゼンハワー政権下の国境閉鎖による「ウエットバック」追放作戦(INS局長 J. M. スウィング元将軍が指揮)は、1951年の公法78の通過によって、ブラセロ計画が法的制度として恒久化したため、アグリビジネス＝グロワーの「非合法」移民労働者に対する要求が一時的にほとんどなくなったのを受けて行われたものであった。(Majkas, p. 144)。

又、1980～82年の逮捕者数の減少は、とくに当時の移民法改革論議の盛行のなかで、「非合法」移民問題が各方面の注意をあつめていたときに1980年人口センサスが実施されたことに関連している。

「非合法」移民がセンサスの実施に協力すれば、INSに密告されるのではないかという恐れを和らげるために、センサス局の意向に沿ってINSの手入れが控えられたという事情があった。

又、これに加えて、1981～82年のレーガン「行革」のなかでのINSへの予算・人員削減が、その任務執行(逮捕活動)を制約したことも影響しているという(Briggs, p. 133, Martinez, Farmline vol. v, No.1, Dec-Jan 1984)

このように、INSの「非合法」移民逮捕者数統計は、そのときどきの政治経済情勢を反映したINSの逮捕活動への力のいれ方いかんによって左右されている。また、すでに述べたように、INSの「非合法」移民に対する逮捕活動が、もっぱら、その国境パトロールによる南西部のメキシコ国境越えの無検査入国者に重点がおかれていることにも注意が必要である。

このことは、1986年のINS統計によれば、逮捕者177万人のうち、メキシコ国籍のものが95%、入国資格では無検査入国者が97%となっているところからも明らかであろう。

ところでINS統計は逮捕者数とそれらの国籍および入国資格を示すだけで、「非合法」移民のアメリカ労働市場へのインパクトを最低限示す指標となりうる逮捕者の性別、年齢、職業などは全く分らない。

もっとも、「非合法」移民の逮捕統計といっても、INSのこの統計は、もともと、国境パトロールによる南西部国境での密入国者の逮捕が主流であることから、職業については「仕事探し中」と答えるものが圧倒的であるという。(1986 INS統計年報, p. xxxvii)

ところが、UCLAの研究チームが1972～1975にロサンゼルスで実施した実態調査(対象者のうちメキシコ人が93%)——この調査について詳しくは後出——によれば「非合法」移民(無検査入国者)の70%は逮捕されたことがないと答えたという。ここから、「非合法」

移民の実数は逮捕数の数倍に達するという推定に信がおかれる(Briggs, pp. 133~134)。

I N Sは統計改善の試みの一つとして、1986年の逮捕外国人記録の抽出集計を行った。それによると、逮捕者は56の国籍を含んでいたが、そのうち97%がメキシコ国籍で、圧倒的に男性で、平均年齢は22.5歳であった(1986 I N S統計年報, p. xxxvi)。

まさに、ブラセロ労働者の特徴と一致していると言ってよい。

I N S当局は、移民法に違反して逮捕された外国人は、当然、追放すべき外国人(deportable aliens)であるとみている。

しかし、逮捕者に対してただちに退去が強制されるわけではない。

移民法違反の廉で逮捕された外国人(1986年度 177万人)の大部分(毎年およそ95%)は任意出国(voluntary departure)の手続きによってアメリカを離れることに同意している。もっとも、これは任意出国という名の「追放」措置であることには変りない。そのほとんどは逮捕後ただちにメキシコに送還される人々である。そして、これらのうちの多くが再びアメリカへの入国を企てること前述したとおりである。

任意出国の外国人は出国まで身柄を拘束され、I N S担当官がその出国をみとどける。

これらの任意出国者は、1986年度には155万人に達した。

もし、逮捕された外国人が任意出国の提議を拒否するならば、その外国人にかんするファイルが作成され、I N Sが事件の処理を管理することになる。そして、最後には、移民審判官(Immigration Judge)の面前で意見聴取の機会が与えられることになり、I N Sの担当官は退去強制の根拠を書類によって立証しなければならない。しかし、ここに至る過程で当該外国人に再度、任意出国が提議される。この段階で任意出国を受入れれば、『訴訟者名簿管理下の要求出国』(required departure under docket control)というかたちでの「追放」となる。任意出国の提議がなされないか、あるいは受入れなければ、最終的に退去強制(deportation)というかたちでの「追放」となる。そして、退去強制を受けた外国人は向後5年間アメリカへの入国を許されない。

1986年度の『訴訟者名簿管理下の要求出国』というかたちの「追放」は28千人、退去強制というかたちの「追放」は23千人であった。ところで、I N S統計には、上に述べてきた逮捕、任意出国、要求出国、退去強制の特定年度についての内的関連を示すデータはない。また、特定年度の要求出国や退去強制というかたちの追放が、実際にすべて、その年度内に生じたものではないことに注意する必要がある。これは、当該外国人がこの国を離れたという証明受取によるタイムラグのためである。

逮捕統計はこのように各種の不備やかたよりをもつとはいえ、「非合法」外国人の実態把握の上で重要な示唆を与えるものである。



他方、すでにアメリカに居住し働いている「非合法」外国人の数についての推定は、研究者や政策担当者など多くの方面から、その必要性が長年力説されてきたにもかかわらず成功していない。このような数字は既存のいずれのデータシリーズからも入手が不可能である。

たしかに、いままでに、各種の推定が多くの機関や研究者によって試みられてきた。しかし、正確にはどんな方法で計算されたのかという段になると、いずれも納得しがたいものであった。

たとえば、INSは、32の地区事務所がそれぞれ行った推定をつみあげて、1973年現在アメリカに居住する「非合法」移民の規模を400～500万であるという推定を発表した。しかし、それぞれの地区事務所長の推定基準はまちまちで統一的形式はなにも存在せず、もっとも高い数字(800～1000万)ともっとも低い数字(100～200万)の中間点をとったにすぎないという粗末なものであった。

ところが、1974年のINS年報は、INS局長(L. F. チャップマン元将軍)の陳述として、突如、600～800万あるいは1000～1200万という推定を発表した。しかしこれも、それらの数字の推定技術に信を置きがたいとの評価が一般的であった。

そのほか、議会でも1979年の全国雇用・失業統計委員会および1981年の移民・難民政策特別委員会において「非合法」移民の規模をめぐる論議があり、いくつかの推定数字があげられているものの、いずれも統計的妥当性の疑わしいものであった。

最新の1986 INS統計年報(1987年10月公表)も「非合法」移民の問題にかんたんにつれられている。

これによれば、1970年代に推定報告された「非合法」居住者の数字は過大であって実際的なものではなかったと反省したうえ、長期滞在する「非合法」住民にかんするもっとも信頼できる推定として、1980年現在200～400万の範囲内にあったと述べている(1986 INS統計年報, P. x1)。いままでの推定とくらべれば大巾な下方修正である。

もっともこの数字は移民法改正が決着をみた後に公表されたものである。そのような事情も働いているのかも知れない。

一方、非合法的に流入・滞在する外国人について、センサス局は人口センサスおよびCPS(人口現況調査)によってストックとしての「外国生れ人口」の変動を追跡し、1980年以降の年純増を20万人と推定している。この数字も、いままで述べてきたところからするときわめて低いと思われる。

しかし、1980年の「非合法」居住者数200～400万人、そして、1980年以降の「非合法」居住者の年純増20万人という数字を前提すれば、大ざっぱにみて、1986年末の「非合法」居住人口は320～520万と言うことになる。仮にこのような推定が成り立つとしても、これ

はあくまで最低限を示すものであろう。

膨大な規模の「非合法」移民がアメリカを目指してやってくる第一の理由は、なによりも仕事にありつくためである。したがって、そのアメリカ労働市場へのインパクトは決してみすごせないものであろう。

しかし、すでに述べたように、これらを、いくらかでも明らかにできる統計データは存在しない。また、その全体構成が未知であることからランダムサンプルも抽出できない。

そこで、労働省の委託研究から2つの事例調査によって「非合法」移民の職業形態をみておく(Briggs, pp. 159-161)。

表10 「非合法」移民の職業分類別構成

	収容所での逮捕者調査 (1974~1975年)	ロサンゼルス市での調査(1972-1975年)		
		計	逮捕歴あり	逮捕歴なし
ホワイトカラー	5.4%	10.5%	6.6%	12.1%
専門的技術的職業従事者	1.6	4.3	2.7	5.0
管理的職業従事者	1.3	0.7	0.8	0.7
販売従事者	1.1	1.9	0.8	2.3
事務従事者	1.4	3.6	2.3	4.1
ブルーカラー	55.2	73.0	79.0	70.4
技能工	15.3	28.8	32.8	27.1
生産工程作業	25.1	31.8	31.1	32.1
非農業労働者	14.8	12.4	15.1	11.2
サービス職業従事者	20.6	16.1	14.2	16.9
農業労働者	18.8	0.4	0.2	0.5
計	100.0	100.0	100.0	99.9

Briggs, 1984 : P. 160

- 1) 収容所での逮捕者調査はD. ノース, M. ヒュースタウン「アメリカ労働市場における非合法外国人の性格と役割: 実態調査」(1976)より。
- 2) ロサンゼルス市調査はUCLA研究チーム「ロサンゼルス労働市場における非合法住民」(1979)より。

1つは、D. ノースおよびM. ヒュースタウンによって1974～1975年に全国にわたって行われた逮捕収容中の「非合法」移民 793人についての調査（表注をみよ）であり、もう1つは、前にも一寸ふれたUCLAの研究チームによって1972～1975年にロサンゼルスにおいて行われた「非合法」移民2792人にかんする調査（表注をみよ）である。

2つの調査結果から「非合法」移民の職業分類別構成を示せば（表10）のとおりである。  
（表10）

収容所での逮捕者調査では、全体の49%、ロサンゼルス市中心部での調査では93%がメキシコ人であった。又、前者では農業労働者が過大にあらわれ、後者では過小にあらわれているという。

表11 全アメリカ雇用者の職業別配分(1977)

	全アメリカ 雇 用 者	全ヒスパ ニック系	メキシコ系	黒 人
ホワイトカラー	49.9%	31.7%	27.2%	35.3%
専門的技術的職業従事者	15.1	7.4	5.6	11.8
管理的職業従事者	10.7	5.6	4.9	4.8
販売従事者	6.3	3.7	3.0	2.6
事務従事者	17.8	15.0	13.7	16.1
ブルーカラー	33.3	46.6	49.3	37.6
技能工	13.1	13.7	15.0	9.0
生産工程作業	11.4	20.9	20.4	15.1
運輸従事者	3.8	4.1	4.6	5.2
非農業労働者	5.0	7.9	9.3	8.3
サービス職業従事者	13.7	17.1	16.5	25.0
農業労働者	3.0	4.4	6.9	2.2
計	99.9	99.8	99.9	100.1
全 雇 用 者	90,546千人	3,938千人	2,335千人	9,812千人

Briggs, 1984, p. 161

- 1) M. ニューマン, 「アメリカ労働者の中のヒスパニック系の素描」, マンスリー・レバ  
ー・レビュー, 1978年12月および「雇用と訓練」(大統領報告)1979年(GPO, 1979)  
より

いずれにせよ、この2つの調査によれば、「非合法」移民の職業は農業労働者、サービス業労働者、非農業労働者などを中心に未熟練、半熟練職業従事に比重が高く、他方、ホワイトカラー職業従事はきわめて低くなっている。そこで、表11にアメリカの全雇用者の人種別・職業別構成をみよう（1977年の数字をとったのは前記の2つの調査の実施時期に近いものである）。

表10と表11を対比してみると、「非合法」移民の職業構成は、メキシコ系アメリカ人（チカノ）労働者のそれと類似している。

かくして「チカノ労働者も非合法移民も、ともに南西部5州の特定の都市、農村労働市場に集中しているという事実は、この2つのグループが同一労働市場における競争者である」（Briggs, 1984, P. 159）ことを示している。

このことは、たとえば、すでに2において述べたように、1950～1970年の間に、ブラセロ計画によるメキシコ人非移民農業労働者の導入が南西部のチカノ農業労働者を都市労働市場に押出す要因となったところからも首肯しうるところである。

#### 4. 1986移民法改正と「非合法」外国人労働者

##### (1) 1986移民法改正の背景と経過

1960年代中頃からの合法移民の劇的増大（その内容はヨーロッパ系に代ってヒスパニックやアジア系が主流を占めるといふ出身地域別構成の変化を伴う）と併行して、とくに、1970年代にはいってメキシコからの「非合法」入国者が著しい増大を示したことを背景にしてアメリカ人は改めて国の移民政策に厳しい目を向けはじめた。

アメリカは移民の国であるが故に、いままでも、移民政策のなんらかの変更の試みは、つねに国の基本的政策にかかわるものとして大きな論争をひきおこしてきたのである。

多様な移民問題への関心がひろまるなかで、移民改革を促す立場からの次のような主張が世論の表面にでてきたと言ってよいであろう。

すなわち「現在、アメリカ合衆国が非合法移民に対して、なんら意味のある抑止手段をもたないという事実は、アメリカ合衆国が移民法を実施していると實際上、言明しえないことを、少くとも暗黙のうちに他の国の人々に知らせていることになる。この矛盾が正されるのでなければ、合衆国は筋の通った移民政策をもっているとは言えないであろう」（Briggs, p. 128）

議会でも移民法改正への企図は1970年代はじめに生じた。中心的问题是「非合法」移民の問題であった。

議会はカーター大統領が提出した非合法移民問題に対処するための立法上の提案にこたえて、1978年に移民・難民政策特別委員会(Select Commission on Immigration and Refugee Policy)の設置を決めた。同委員会は最終報告書を1981年3月1日に公表した。この報告書は、国のいままでの移民政策が全体として無秩序であったとしたうえで、つぎのように述べている。

「アメリカが移民の国であるというのは分りきった事であるとしても、もはや無制限の移民の国ではないし、それになることができないのも自明の理である」としたうえで「合法移民のための“正面玄関”を開けておくためには、非合法移民流入の“裏口”は閉められねばならない」と結論を下した(P. L. Martin, 1987(a))。

1981年新しく登場したレーガン政権は、この委員会の結論を検討するため司法長官を委員長とするプロジェクトチームを作りその検討結果を発表した。

こうした経過をへてレーガン政権は1981 総括的移民管理法 (Omnibus Immigration and Control Act of 1981)を議会に提出した。

その骨子は①非合法労働者と知りながら雇入れる雇主への制裁、②1980年1月以前から非合法に居住している外国人に対する特赦、③移民管理体制の強化、④新しい外国人労働者計画から成っていた。

このうちの外国人労働者(ゲストワーカー)計画は、実験的に2年間、年5万人の「単身労働者」をメキシコから入国させ1年未満の労働を認めるというもので、事実上、ブラセロ計画の復活そのものであった。この外国人労働者計画には、ヒスパニックの組織だけでなくAFL-CIOをはじめとする多くの団体が反対した。メキシコ側でも同様であった。メキシコ労働者同盟(CTM)委員長F. ヴェラスケスは「レーガンの提案は、メキシコ人労働者を“過度の搾取と奴隷状態に従属する現代史最大の戦略的労働予備軍”に変えようとするものである」と述べた。(Briggs, p. 120)

これは又、メキシコ政府の見解でもあった。

こうして、レーガン政権の提出した法案は委員会どまりに終わった。

その後、1982年には、議会は、上院および下院のそれぞれ移民小委員会の委員長をつとめるシンプソン上院議員(共和-ワイオミング州)とマゾーリ下院議員(民主-ケンタッキー州)により起草された包括的な移民法改革法案(俗にシンプソン=マゾーリ法案という)を移民法改革の超党派法案とするところまで進んだ。

シンプソン=マゾーリ法案は移民・難民政策特別委員会の結論に沿う内容を骨子としていた。

ところが、この法案は、1982、1983年とも上院は通過したものの下院は通らなかった。

1984年になって、はじめて、上下両院をそろって通過した。しかし、両院の法案は、重要な点で内容がくいちがっていたため一本化できず、再度、審議未了になった。

上院版は下院版とくらべて、非合法移民の雇主に対する処罰がきびしく、又、非合法入国者に対する市民権取得条件はより限定的であった。

さらに、法案審議の過程を一そう複雑にしたのがアグリビジネス＝グロワーの側からの利害のからみであった。

とくに、多くの非合法外国人労働者の雇用に依存する南西部のグロワー（農園主）は、一貫して、外国人労働者計画を移民改革法案にもりこむよう議員に対して強烈な働きかけを行った。

「通常、アメリカ人が軽べつしている骨の折れる圃場仕事をよろこんで引き受けるメキシコ人の安定した供給なしには我々はやってゆけない」(News-Press, July 1, 1986, Fortmyers, Florida)というのがアグリビジネス＝グロワー側の共通した認識であった。

しかし他方、この外国人労働者計画については、公民権運動の高まりのなかで終結に追いこまれたブラセロ計画の復活であるとの批判も根強かった。

ゲストワーカープログラムの対応については、上院と下院とでは重大な相異があった。

上院の見解は、概して、ゲストワーカープログラムの制定に批判的であって、現存のH-2計画による外国人短期労働者の受入規制を緩和すれば足りるというものであった。

しかし、アグリビジネス＝グロワーは、H-2計画の改革ではなく、新しいゲストワーカープログラムの制定をあくまで主張した。

彼等は「ブラセロ計画の復活に強い執心を示すが、他方、非合法労働者雇用の責任は取ろうとしない」(W. H. Friedland, 1984, p. 165)のである。

結局、1986年夏に妥協が成立した。それは、ゲストワーカープログラムの代りに移民法改正法案に“農業特別条項”をいれるというものである。

この特別条項とは、農業で働いていた非合法外国人労働者の市民権取得条件を一般労働者のそれよりも大巾に緩和すること、および、農業労働者の不足が生じたときに補充労働者のかたちで外国人労働者の入国を認めるということの内容とするものであった。

こうして、シン普森＝マゾーリ法案は新移民法 —1986移民改革・管理法（IRCA）として1986年11月6日に可決成立した。

これはアメリカ移民政策に30年来の大きな修正をもたらすことになる。

## (2) 新移民法の改正点と問題

では、新移民法の主要な改正点について、さらに立入ってみておこう。

移民法改正の経過からも明らかであったように新移民法のポイントは以下の3点にある。  
すなわち、

- ① 非合法入国者を雇った雇主に対する制裁 (Employer Sanctions)
- ② 非合法入国者に対する一般特赦 (General Amnesty for Illegal Aliens)
- ③ 農業に対する特別条項 (Special Provisions for Agriculture)

第一に、雇主制裁について。この条項は、雇主が労働者を非合法入国者であることを承知の上で雇うならば法律違反の罪を犯すことになる」と述べている。

1986年11月以後雇用される労働者は、すべて、合衆国において働く権利のあることを確約する証明書を雇主に提示せねばならない。

そのうえで、雇主と労働者は、ともに、INS Form I-9に署名しなければならない。雇主はこれを所持していることによって、故意に非合法外国人労働者を雇用したのではないことが確証されるのである。

しかし、雇主は何によって労働者の身元を確認するのか。偽造行為が日常化しているなかで、労働者の身元確認を通常の証明書（出生証明書、運転免許証、社会保障カードなど）で行ないうるものか。

それはともかくとして、このようなINS Formを持たずに外国人労働者を雇用した雇主には累進的な罰金刑が課せられる。すなわち、最初の違反のばあいには労働者1人につき250～2,000ドル、2回目の違反のばあい労働者1人につき2,000～5,000ドル、3回目には同じく5,000～10,000ドルの罰金である。

この雇主制裁条件はAFL-CIOおよび有力な事業家グループの強力な支持をえたが、他方、ヒスパニック系の諸団体を中心に一貫して強い反対が表明された。また、多くの市民的自由の組織の見解を代表してアメリカ公民権委員会(U. S. Civil Rights Commission)も雇主制裁条項の制定に反対した (Briggs, p. 171)

この条項はヒスパニック系住民の雇用に差別をもちこむことになるというのが主なる反対理由であった。

第二に、非合法入国者に対する一般特赦について。もし移民改革によって、最終的に、非合法移民の雇用が禁止されることになるならば、すでにアメリカ国内にいる非合法移民（過去の一定期日までに入国していたもの）について、ある種の特赦と合法化への道がひらかれることが必要であるというのが特赦条項のもとにある考えである。

一般特赦の申請者は1982年1月1日以降アメリカに継続的に居住していたこと、その間に重罪を犯さなかったこと、および、公的扶助を受けなかったことを文書で証明しなければならないとされている。また、基本的な市民の資格要件として初歩的な英語能力とアメリカに

についての初歩的理解をもつことが必要であるとされた。

一般特赦の申請手続期間は、1987年5月5日から1988年5月4日までである。

I N Sは、特赦を申請する人がI N Sに正式申請書類を提出するまえに、その適格性を確認することができるようにするため、全国、約1000の民間の団体（たとえば合衆国カソリック協議会のような）を“資格認定団体”（Q D E）に指定した。

申請書類を提出すると一時的な居住資格（臨時就労カード）が与えられる。さらに、12ヶ月以内に永住外国人資格または“グリーンカード”（永住権認定の外国人登録カード）の取得を申請することができる。また、1972年1月1日以降、アメリカに継続的に居住していたことを証明できる人については、即刻、永住外国人の資格が与えられる。I N Sは、一般特赦の申請者を、推定 200～ 390万になるであろうとみている。

ところで、この特赦条項については、国の法律に違反した者に特赦を与えるのは犯罪者に賞を与えるに等しいとして感情的に反発する向きも少なくなかった。

このような反発はさておき、いくつかの、一応の根拠をあげる反対論も根強かった。

たとえば、アメリカの非合法移民の形成要因として送出国のプッシュ要因が大きいとすれば、1回の特赦がさらに将来、何回もの特赦をひきおこすことになる恐れがあるというもの、あるいは、膨大な非合法移民人口の大多数が未熟練・低教育水準の状態にあるとすれば、これらの合法化は社会保障サービスを受ける広大な有資格者を、いっきょにつくり出すことになるだろうというものである。

他方、全国郡連合会(National Association of Counties)は2つの条件をつけて特赦条項の支持を表明した。1つは、雇主制裁の処置が将来の非合法移民を抑制するよう嚴重に実施されること。2つは、合法化計画によって生じる追加費用について連邦政府が州および地方政府に弁償すること、である。

I N Sの推定にもかかわらず、特赦を受けることになる「非合法」外国人は予想されるほどの数にはならないだろうという見解もある(P. L. Martin, 1987 (b), p. 96)。

その理由はまず、従来（とくに1970年代）の「非合法」外国人の人口数じたいが過大に推定されていたこと、そして、特赦のための資格要件が厳密であることによるという。さらに加えて、I N S恒例の深夜の手入れにつねにびくびくしながら暮らしてきた「非合法」移民にとってI N Sへの恐怖感がひどく強いことである。

特赦を受ける「非合法」外国人の数が予想されるほどのものでなく終れば、アグリビジネス＝グロワーが労働力不足を根拠に、すぐつぎに述べるような新法のゲストワーカー条項を発動させることは一そう容易になるであろう。

さいごに、農業に対する特別条項について。



すでに述べたように、農業特別条項は、アグリビジネス＝グロワーが新移民法にもりこむことを強力に要求したゲストワーカー・プログラムの代替物として新移民法に含まれることになったものである。

一言にして言えば、この特別条項は、アグリビジネス＝グロワーの要求にこたえて農業労働者の確保にかんして寛大な配慮を示したものである。

新移民法は、農業生産を生鮮商品生産と非生鮮商品生産の2つのカテゴリーに分け、生鮮商品生産農場に雇用された労働者に対して特別の特赦計画を適用することを決めている。

1987年4月、農務省は生鮮商品のリストを発表した。これによれば、生鮮商品には、すべての果実と野菜、ポテト、種苗作物や花卉のような園芸作物、ハーブ、ホップ、クリスマスツリー、スペインヨシ、さとうきび、たばこなど広汎な種目が含まれた。

農務省は、これらの商品はすべて“生鮮商品”である。これら商品の生産には季節農業労働者の“不確実で予測できない”需要があると強弁した。

一般雇用に対する非合法労働者雇用にかんする制裁条項が1987年1月1日から発動されるのに、生鮮商品生産農場の雇主については1988年12月1日まで発動されないことになっている。また、生鮮商品生産に従事した農業労働者については、その市民権取得条件が一般労働者のそれとくらべて格段に有利であった。このため、アグリビジネス＝グロワーは生鮮商品のできる限り広い定義の実現を議員に働きかけた。農務省もまた明らかにこの立場に立っていた。

生鮮商品生産農場にかんする特別農業労働者(SAW)計画によれば、特赦の対象となる非合法入国労働者は、1986年1月までに入国していればよいとされている。そして、1984、1985、1986年のそれぞれ5月に終るいずれか1年の間に、生鮮商品生産にかんして最低90日の季節農業労働に従事していれば特赦の対象になるとされた。継続的居住の必要もなかった。

一般特赦の申請者が1982年1月1日以降継続的に居住していたことを証明せねばならないとされたのとくらべて、生鮮商品生産農場に雇われた非合法労働者の特赦条件はこのように格段に寛大である。また、90日の労働者日数についても、1日の労働日は1時間以上従事すればよいとされたし、この特別農業労働者計画の労働者は英語のテストを経ずにグリーンカードを取得できることになっている。

そして、特赦申請書類の提出期間も1987年1月1日から1988年11月30日とされ、一般特赦のそれとくらべて著しく有利な取扱いとなっている。INSは、この特別農業労働者計画による資格取得者を約40万人と推定している(1988年1月までの特赦申請提出者は約26万人)。

新移民法の農業特別条項は非合法外国人農業労働者の市民権取得に対して寛大な措置(特

別農業労働者計画)を規定しているだけでなく、さらに、農業労働者補充計画(Replenishment Agricultural Worker Program)(RAWP)というゲストワーカー利用への道をひらいている。

これは、特別農業労働者計画によって合法化され定住資格を与えられた労働者が、その後もひきつづき農業雇用の分野に留まる保証がないことから、生鮮商品生産分野において労働者不足が生じたときの対応として、新しく外国人農業労働者を導入しようとしたものである。

この農業労働者補充計画による外国人労働者の利用は、生鮮商品生産農場の非合法労働者の特赦申請手続期間が終る1989年以降可能となる。補充労働者としての外国人農業労働者導入の条項は、生鮮商品生産の分野において、労働力不足があることについて労働長官と農務長官が同意すれば発動されることになっている。

しかし、アグリビジネス＝グロワー側がみせかけの労働力不足状態をつくり出して外国人労働者の導入を計るだろうことは容易に想定されるパターンである。

このさい、入国を許可される補充農業労働者の人数は、特別農業労働者計画による定住資格取得者(推定40万人)の95%にとどめることになっている。

ブラセロ計画はこのような曲折したかたちで復活したといつてよい。このような経緯からみても、アグリビジネス＝グロワーにとって、メキシコ低賃金労働者の利用がいかに不可欠なものであるかが知られよう。

### (3) 新移民法の作用

新移民法が、こんごの移民の流れやかたちに多様な影響をおよぼすことになるのは明らかであろうと思われる。もちろん、その作用は複雑かつ多面的であつて、早急な予測は困難である。とりあえず、以下の2つの点が指摘されている(Martin, 1987(b), pp. 96~97, Martinez, Farmline vol. ix, No. 3, March 1988)

第1は、雇主制裁の条項は、分野によって、きわめて不均等な作用をもたらすだろうということである。もともと、この条項は、国境をこえる非合法入国はとめることが不可能であるということを暗黙裡に前提としたうえで、新移民法に含められたものである。非合法的に国境をこえる外国人の圧倒的部分は働くために仕事の間を求めてアメリカにやってくるのであるから、これらの外国人を雇入れる雇主に制裁を課することによって、“労働市場の入口で、メキシコ人「非合法」労働者の雇用機会は農業部門と都市の小規模製造業部門およびビル清掃、レストランやホテルの雑役などのサービス部門に集中している。

製造業部門の大部分の雇主は、従来、それほど意にもとめずに「非合法」外国人労働者を雇用してきたが、今では、注意ぶかくこれらの労働者を選び分けはじめているという。

ところが、従来とも、大規模に「非合法」外国人労働者の雇用に依存してきた農業労務請負人 (Farm Labor Contractors) のような雇主には、雇主制裁条項もほとんど効果はないだろうという見方が一般的である。

大規模グロワーは、直接に、農業労働者を雇用してそれらに賃金を支払うというやり方ばかりでなく、農業労務請負人に仕事を請負わせるかたちで農業労働者を調達、使用するものも多い。農業労務請負人は労働者の募集、輸送、就業の仲介をする。法律的には、これら労働者の雇主は労務請負人である。

労働者はこれら労務請負人のチームに入りその監督のもとで働き賃金をもらうが、その賃金はピンはねされるのが常識である。そして、この労務請負人が雇用する労働者の大きな部分は「非合法」外国人労働者である。たとえば、「観察者の多くは、大部分のカリフォルニアの農業労務請負人が雇用する労働者の少くとも50%は非合法労働者であるとみている」(Martin, (b), p. 96)

1963農業労務請負人登録法が1974年に改正されて、非合法労働者であることを承知のうえで募集、雇用、使用した労務請負人は連邦政府の制裁をうけることになった。

ところが、1980年代中頃には、以前よりも明らかに多くの非合法労働者を雇用する労務請負人が一層多数みられるようになってきているという。

連邦政府は1976、1978年の同法改訂、さらに、1982 移動・季節労働者保護法制定によって労務請負人の非合法的活動を規制しようとしてきた。しかし政府のこのような企図にもかかわらず労務請負人の活動は明らかに拡大している。従来、労働者を直接に雇用していた農場主のなかにも、さいきんでは、労務請負人を通ずる雇用に切り替える傾向がでている。

この動きは農業センサスのデータによっても確認しうる。(表12) 1974年と1982年の農業センサス結果をくらべると、労務請負人をつうずる雇用は、農場数についても支払賃金額についても、直接雇用のそれよりも明らかに大きな増加率を示している。(日本統計研究所、『統計研究参考資料No.26』「アメリカ合衆国における農業労務請負制」1986年12月をみよ。)

新移民法の作用の第2は、雇主制裁条項や労働者特赦条項が、部分的にでも、機能してくるならば、経営側一般の労働費 (labor costs) の増大は避けられないだろうということである。

とくに低賃金の「非合法」労働力への依存を不可欠のものとしてきた多くのグロワーにとって問題は深刻であろう。彼等は1980年以降、賃金の引上げをやらずにすませてきている。

それは、「非合法」労働力の豊富な供給の持続と農業労働組合活動 (主としてUnited Farm Workers) のひきつづく低調に主として依っている。

新移民法による雇主制裁や「非合法」労働者の合法化などが実現しはじめれば、最低賃金は大巾に上昇することになりグロワーにとって労働費の増大は必至となるであろう。

表12 アメリカ農業の雇用労働

	1974	1982	増加率	
全 国				
雇用した農場数	直接雇用	831,340	869,837	4.6
	労務請負人を通じて雇用	119,385	139,336	16.7
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	4,652	8,441	81.4
	労務請負人を通じて雇用	521	1,104	115.6
カリフォルニア				
雇用した農場数	直接雇用	31,268	40,057	28.1
	労務請負人を通じて雇用	13,330	18,149	36.2
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	1,043	1,819	74.4
	労務請負人を通じて雇用	186	414	122.6
フロリダ				
雇用した農場数	直接雇用	11,115	12,987	16.8
	労務請負人を通じて雇用	3,795	5,610	47.8
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	264	480	81.8
	労務請負人を通じて雇用	80	201	151.3
テキサス				
雇用した農場数	直接雇用	62,065	63,080	1.6
	労務請負人を通じて雇用	20,948	22,528	7.5
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	301	480	59.5
	労務請負人を通じて雇用	46	88	91.3
果実・野菜・園芸農場				
雇用した農場数	直接雇用	56,919	57,412	0.9
	労務請負人を通じて雇用	16,172	30,711	89.9
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	1,470	2,796	90.2
	労務請負人を通じて雇用	265	683	157.7
販売額50万ドル以上農場				
雇用した農場数	直接雇用	10,934	25,578	133.9
	労務請負人を通じて雇用	2,626	6,202	136.2
支払賃金 (百万ドル)	直接雇用	1,704	3,865	126.8
	労務請負人を通じて雇用	205	574	180.0

1974, 1982農業センサスより作成

しかし、グロワーは労働費の増大を、そっくりそのままアグリビジネス企業に転嫁することは困難である。

もともと、アグリビジネス企業との契約下で農産物生産を行うグロワーは、農産物のコストとアグリビジネス企業の買上価格との板ばさみ(Cost-Price Squeeze)という圧迫を不断にうけているために、低賃金の「非合法」労働者の雇用を必至のものとしてきたのである。

グロワーにとって、賃金の上昇は、その分だけ利潤をきりくずされることに通じる。

これらのことからもとくにアメリカの果実・野菜部門の世界市場競争力は弱まらざるをえないであろう。

そして、より労働コストの低い国々(ラテンアメリカなど)が、アメリカが失う分のマーケットシェアを拓ける。

#### 参考文献

- (1) Briggs, Vernon M., Jr., 1984. *Immigration Policy and the American Labor Force*. The John Hopkins University Press.
- (2) Friedland, William H., 1984. "The Labor Force in U. S. Agriculture", *Food Security in the United States*, eds. by L. Busch and W. B. Lacy. Westview Press.
- (3) Garcia Y. Gariego, Manuel, 1983. "The Importation of Mexican Contract Laborers to the United States, 1942-1964: Antecedents, Operation, and Legacy", *The Border That Joins*, eds. by P. G. Brown and H. Shue, Totowa, N. J., Rowman and Littlefield.
- (4) Majka L. C. and T. J. Majka, 1982. *Farm Workers, Agribusiness, and the State*, Temple University Press.
- (5) Martin, Philip L. and David S. North, 1984. "Nonimmigrant Aliens in American Agriculture", *Seasonal Agricultural Labor Markets in the United States*, ed. by Robert D. Emerson. The Iowa State University Press.
- (6) Martin, P. L., 1987(a). "It Leaves the Door Open to Agriculture", *Choices*, Fourth Quarter 1987.
- (7) ———, 1987 (b). *California's Farm Labor Market*, UC AIC Issues Paper NO. 87-1, July 1987.
- (8) Martinez, Doug, 1984. "Agriculture's Hidden Workers", *Farmline* vol. V, NO. 1, Dec-Jan 1984, ERS, USDA.
- (9) ———, 1988, "Effects of Immigration Law Uncertain", *Farmline* vol. IX, NO. 3, March 1988, ERS, USDA.

- (10) Pfeffer, Max J., 1986. "Immigration Policy and Class Relation in California Agriculture", Studies in the Transformation of U. S. Agriculture, eds. by A. Eugene Havens, et al.. Westview Press.
- (11) Reubens, Edwin P., 1983. "Immigration Problem, Limited-visa Programs, and Other Options"  
The Border That Joins, eds. by P. G. Brown and H. Shue, Totowa, N. J., Rowman and Littlefield.
- (12) Samora, Julian, 1971. Los Mojados : The Wetback Story, University of Notre Dame Press.
- (13) U. S. Department of Justice, Immigration and Naturalization Service. 1986 Statistical Yearbook of the INS. October 1987.
- (14) 布井敬次郎「米国における出入国及び国籍法（上・下）」昭和60年，有斐閣

# 出入国管理統計による「不法」残留外国人数の推計

森 博 美

## まえがき

昭和63年3月の法務省入国管理局の発表によれば、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略称）違反の容疑で62年中に摘発された外国人は14,129人にのぼった。この数字は一昨年と比べ人数で3,556人、率で対前年比34%の増加であった。またその内訳は、不法残留12,792人、不法入国542人、資格外活動372人、等となっており、特に男性外国人の増加（対前年比69.5%増）が目立っている。

なお、上記の不法残留者数12,792人はあくまでも摘発数であり、わが国に不法に残留する外国人全体の一部を反映したものにすぎないと考えられる。そこで本稿では、出入国管理統計ならびに外国人登録統計という二種類の業務統計を用いて、最近の外国人不法残留の実情把握を行うとともに残留者の規模に関する推計を試みる。

## 1. 外国人残留者数の動向

出入国管理統計は、出入国管理等の日常遂行される業務記録に基づいて作成される業務統計である。またそれは、毎日の処理件数を月及び年計として統計の形にまとめたいわゆる動態統計である。従って、これからある特定時点での残留外国人数といった静態量を直接求めることはできない。そこで以下では、一定期間をとりその間の残留数を積み上げるという方法によりその近似的数値を推計することにした。

各個人の入国時点と出国時点の間には、当然その者の国内における滞在期間に相当するタイムラグが存在する。その意味では、同一月における入国者と出国者とが同一の個人であるという保証はない。しかし、出国者のわが国における滞在期間の分布を見ると、3カ月以内の者が全体の95.3%で、1カ月以内の滞行者だけをとってみても89.1%を占めており、通常の入出国の場合、このタイムラグは一般には比較的短いことがわかる。また、月次レベルのデータでは顕在化するこのタイムラグに起因する入国者と出国者との個人レベルでの非対応性は、年次あるいはさらにそれ以上の長期にわたるデータでは各期間の相殺効果によりその大半の部分が吸収される。このことから、ある一定期間中にわが国に「入管法」による正規の手続きを経て入国し残留する外国人の数は、当該期間における外国人の入国者総数と出

国者総数の差によって近似することができる。これを以下では「外国人残留者数」と呼ぶことにする。

昭和50年から62年までの外国人残留者数は全体で 275,633人であり、そのうちアジア出身者が 222,999人と全体の81%を占めている。また、国別では、最も多いのがフィリピン出身者の79,248人で、次いで台湾の59,537人、以下、アメリカ31,607人、韓国25,238人、中国24,778人、等の順となっている（付表6の第1列参照）。

本稿末尾の付図1からも明らかのように、残留者が増加に転じたのは昭和54年である。その後58年までは全体としても年間 3,000人程度と比較的緩慢な増加にとどまっていた。しかし、59年以降は急激にその増加テンポが強まり、特にここ1、2年の急増ぶりには目をみはるものがある。もっとも、各年の入、出国者の差として各年次の残留者数を算定したため、62年の残留者数は、同年末の入国者の急増のため若干高めの数値となっている可能性がある。しかしながら、全体としては62年も前年とほぼ同様の傾向が維持されていると見ることができよう。

付図2、3は、特に残留者の多いいくつかの国についてこの間の残留者数の推移を示したものである。これらを見ると、58年以降の残留者の急増は、主にフィリピンと台湾からの入国者によって説明できる。また、62年の新たな傾向としては、それまでの残留数が最も大きいフィリピン及び台湾が対前年比較でそれぞれ 5,000人前後もその数を減少させているのに対し、中国からの残留者が急増している点が注目される。また、中国ほどではないにせよ、韓国、タイ、さらにバングラディッシュ、パキスタン等も昨年1年間に残留者の顕著な増加を記録しており、特にさいごの二国からの残留者の増加率が著しい。

## 2. 残留外国人の特性

出入国管理統計では、出・入国外国人の性・年齢別、在留資格別の集計結果が国別に公表されている。そこでまず、これらの結果を用いて、残留外国人についての大まかな特徴づけを与えておくことにする。

### (1) 性・年齢別特性

付表1は、特に残留者が多い6カ国について、50年から62年の各年次の性・年齢別入・国者の差として算出した13年間の性・年齢別残留者数の合計を示したものである。

まず残留者の性別の特徴を見ると、全体として女性の残留者数が男性のそれを大幅に上回っていることがわかる。ちなみに〔女/男〕比を求めると、総数については1.91倍であるの



に対し、アジア州では2.08倍と女性比率がさらに高くなっている点が特徴的である。特に、韓国、フィリピンについては、この比率はそれぞれ7.27、4.03とアジア州全体の平均水準と比べても2倍あるいはそれ以上となっている。一方、中国の場合、女性の残留者の合計が6,039人であるのに対し男性は18,739人とその比率が他の諸国と完全に逆転している点が注目される。

次に残留者の年齢については、男女とも15才から34才までの若年層に集中しているのが特徴的である。ちなみに、男性では80.7%がまた女性では82.9%がこれらの年齢層によって占められており、特に女性の場合、20代だけで全残留者の60%に達している。ところで〔女／男〕比が特に高い韓国とフィリピンの女性について、15才から29才までの年齢層の割合を見ると、韓国が62.2%と総数におけるそれ(73.1%)よりもむしろ低い。これに対し、フィリピンの場合は、89.3%と極めて高く、これら2つの国は年齢分布に関しては著しい差異を見せている。なお、男女間のモード(最頻値)年齢の比較では、男性が25.3歳であるのに対し女性の場合23.0歳と、若干ではあるが女性の方が分布の中心年齢がやや低いことがわかる。

## (2) 資格別特性

わが国に入国する外国人は、特例による上陸許可及び仮上陸許可の対象者を除き、付表2に掲げた在留資格の何れかによって在留することが「入管法」第4条によって規定されている。入国者は、空海港等において入国審査官から在留資格及び在留期間についての証印を受け、入国を許可される。一方、外国人出国者についても在留中の資格に関する統計が作成されている。従って、これらの統計から在留資格別の残留者数に関する一応の推計を行うことができる。

付表3は、57年<sup>1)</sup>から62年までの6年間の国別の資格別残留者数を示したものである。

これによれば、残留者数が最も多い在留資格は、観光旅行等の(4-1-4)「短期滞在」で約12.9万人、次いで就学等の(4-1-16-3)「特定の在留資格」の2.8万人、以下、(4-1-9)「興行」2.2万人、(4-1-6)「留学」1.4万人、等の順となっている。

国別では、フィリピンの(4-1-9)「興行」、中国の(4-1-16-3)「特定の在留資格」での残留数が多いのが特徴的である。特に後者については、中国側が渡航規制を緩和したこと、また日本側も「留学生10万人受け入れ構想」を受けた形で、査証申請手続きを従来に比べ大幅に簡素化したことにより、タイやマレーシア等からの入国と同様に日本語学校等へのいわゆる「就学」目的での入国者が急増したことによるものと考えられる(付図4、5参照)。

ところで、付表3の資格別残留者数では、今回採用した算出方法の制約から入国後の在留資格変更許可分は考慮されていない。

「入管法」第20条に基づき例えば昭和60年1年間にわが国に在留する外国人から新たに提出された資格変更の申請数は15,664件で、前年からの旧受分及び「期間更新」から「資格変更」への取扱変更分と合わせ合計18,476件が受理された。審査の結果、このうち16,849人に関して審査の結果、在留資格の変更が許可された。

付表3の資格別残留者数は、入（出）国時に空海港等の審査窓口で提出されたE/Dカードに記載された在留資格の件数から積み上げられる出入国管理統計のデータに基づいて算出したものである。従って、在留期間中に他の在留資格への変更が発生した場合には、このようにして求めた当該資格の残留者数は変更許可分だけ実際よりも過大に、また逆の場合には過小に評価されるはずである。

現在、『年報』として公表されている出入国管理統計では、在留者の資格変更について地方入国管理局管内別の処理件数が受理、既済件数等の処理形態別に示されているだけである。従って、この公表結果からだけでは、内容にわたる資格変更状況については何等の情報も得られない。

ところで、55年以来6年ぶりにまとめられた白書『出入国管理』（61年版）には、部分的ながら、昭和60年1年間に許可された在留資格の変更状況が、変更許可前後の在留資格一覧表の形で公表されている（『同書』87頁 表18）。

この表から、変更が許可された16,849人についてその主な変更状況を見てみると、最も変更許可件数が多かったのは、(4-1-4)「短期滞在」から(4-1-16-1)「日本人の配偶者」への変更で、3,582人（変更許可総数の21.3%）であった。次いで多いのが(4-1-4)「短期滞在」から(4-1-16-3)「特定の在留資格」への変更で2,789人（16.6%）、以下、(4-1-16-3)「特定の在留資格」から(4-1-16-1)「日本人の配偶者」へ2,060人（12.2%）、(4-1-16-3)「特定の在留資格」から(4-1-6)「留学」へ1,799人（10.7%）、等となっている。なお、以上の変更分だけで変更許可件数全体の60%を超えている。

ところで、この表は、白書作成のために60年1年分の変更許可資料から特別に集計されたものであり、現在のところこの種の表については恒常的な集計作業は行われていない。また、この資格変更一覧表では、変更前については総変更許可件数の14.9%にあたる2,507人が、一方、変更後の資格についても990人（5.9%）が「その他」としてそれぞれ一括表示されている。この結果、多少表現形式に手を加え参考のために本稿末尾に掲げた付表5でも、多くのセルが不明（…）表示となっている。

資格変更の許可件数は57～62年の6年間に78,067人にもものぼっており、資格別残留者数の推計にあたってはこれらの資格変更による結果数字への影響を無視することはできない。

そこで、上に述べたようないくつかの制約を持つとはいえ、以下では次のような便宜的方

法により付表3の資格別残留者数に対して資格変更に伴う修正を試みることにした。

修正数の算定にあたっては、まず、国別の変更内容に関しての何等の情報も得られないことから、国別の資格別残留者数の把握は事実上断念せざるをえなかった。また、付表4の空白部分(…)に該当する諸資格に関しても、修正計算は同様に不可能である。従って、修正数の算定は、変更内容に関する情報が利用可能ないくつかの在留資格に限定してそれを行った。また、修正を試みた在留資格については、期間中の他の年についてのデータが存在しないことから、この6年間の変更許可実績が60年と同一の構造を持つと仮定してこの間の資格別変更数を推計した。

推計の手順は、まず変更許可数の利用可能ないくつかの資格について60年についての変更後と変更前の差から純変更許可件数を求め、同年の変更許可総数に対する比率を計算した。このようにして求めた資格別変更率にこの間の延べ変更許可数78,067を乗じ、資格別の変更許可数を変更推計値として算出した。推計結果は、表1に示した通りである。

表1 資格別残留者数

在留資格	60年の純変更許可件数	60年資格別変更率	変更推計値(57~62)	修正前資格別残留者	修正後資格別残留者
4号	-6,348	(-37.7%)	-29,431	128,851	99,420
6号	890	( 5.3%)	4,138	28,287	32,425
6-2号	-141	( -0.8%)	-625	21,775	21,150
9号	-890	( -5.3%)	-4,138	14,041	9,903
16-3号	977	( 5.8%)	4,528	7,777	12,305

このような修正を施すと、(4-1-4)「短期滞在」資格での残留者が約9.9万人、(4-1-6)「留学」が3.2万人となる。また、(4-1-9)「興行」と(4-1-16-3)「特定の在留資格」での在留者数が修正前後で逆転していることがわかる。

(注1) なお、「入管法」の改正に伴い、57年にかなり大幅な在留資格の変更が行われた。

まず従来設けられていた在留資格(4-1-3)「通過」及び(4-1-16-4)「特定の在留資格」が廃止され、前者は(4-1-4)「短期滞在」に、また後者は(4-1-16-2)「特定の在留資格」に吸収された。また、(4-1-16-3)「特定の在留資格」から「研修」のための入国ならびに「その被扶養者」がそれぞれ(4-1-6-2)、(4-1-15(6-2))として新たに分離された。さらに、同年分の結果から「一時庇護」項目が新設された。このため、今回、資格別の残留者数を計算する際には系列の接続性を考慮してデータの採用期間を57年以降のみに限定した。

### 3. 「不法」残留者数の推計

#### (1) 「不法」残留者の範囲と推計方法

「入管法」による不法残留者とは、上陸許可時に入国審査官から証印により付与される在留期間終了後も在留期間の更新等の所定の手続きを行うことなく在留する者をいう。しかし、本稿では、極めて形式的に、「今回の推計の対象とした期間（50～62年）中に「入管法」による正規の手続きを経て入国し、「外国人登録法」によって義務づけられた所定の登録手続きをすることなく在留する者（図1の⑥斜線部分）」を特に「「不法」残留者」ILNとして規定する。従って、密入国等の不法入国による残留者（同⑧）、50年以前からの残留者（同④）、さらには「入管法」の適用を受けない日米地位協定に基づく在留者（同⑦）等は、今回の残留者数算定の対象とはならない。また、登録外国人の中でも、「登録法」により義務づけられた5年毎の確認行為を行わず在留する者及び資格外活動の許可を受けることなく登録時に申告した在留資格以外の目的のために在留する未発覚の「入管法」違反者についてもそれ自体としては、今回推計の対象としたILNには含まれていない。

図1は、「不法」残留者の範囲を、出入国管理統計並びに外国人登録統計との関連で示したものである。

ところで、わが国の「外国人登録法」は、上陸の手続きを経て90日を超えて在留する外国人に対して60日以内に登録を行うことを義務づけている。例えば、上陸時に認められた在留期間60日未満の者が期間更新等の手続きを行うことなく在留する場合、「登録法」とは無関係に「入管法」の規定に従えば「不法残留」となる。その意味では図1の⑤の中にも「入管法」による「不法残留者」が含まれる。

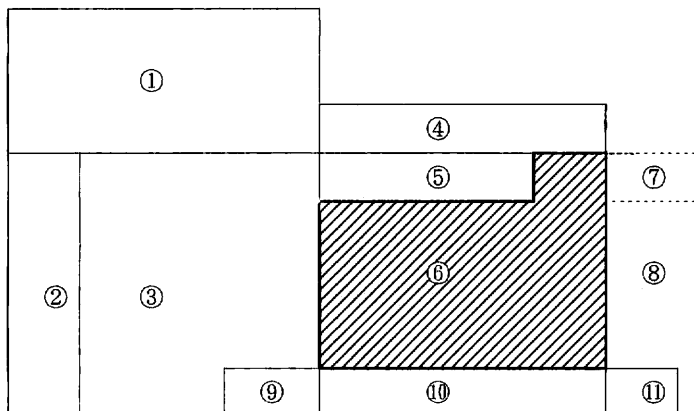
このように、本稿でその推計の対象とした「不法」残留者の定義そのものは「入管法」の規定による「不法残留者」とは異なる。しかしながらあえて「不法」残留者をこのように規定し出入国管理統計並びに外国人登録統計によりその推計を試みたのは、次のような理由からである。

まず、外国人就労がいわば構造化しているアメリカや西ヨーロッパ諸国等と異なり、わが国の場合、地理的・文化的特性の故に不法残留者全体に占める不法入国による残留者（図1の⑧）の割合はかなり小さいものと想像される。

第二に、わが国で就労を目的とした外国人の不法残留がいわゆる社会的現象として一般に知られるようになったのは比較的最近のことである。従って10年以上の期間をとりその間の出入国の動態統計値から残留者を算出することによって、現在わが国に残留する外国人数を

かなりの確度で把握することができるものと期待される。換言すれば、このことは図1の②+③+⑤+⑥に対して考察期間以前からの残留者④がほとんど無視しうるレベルであることを意味する。

図1 「不法」残留者の範囲（50～62年）



- |                               |                  |
|-------------------------------|------------------|
| ① 49年末現在の外国人登録者               | ⑥ 50～62年の「不法」残留者 |
| ② 50～62年の出入国の手続きによらない登録者純増    | ⑦ 日米地位協定等による在留者  |
| ③ 50～62年の出入国による登録者純増          | ⑧ 不法入国残留者        |
| ④ 49年末日現在の非登録残留者              | ⑨ 資格外活動発覚者       |
| ⑤ 1, 2号資格在留者, 在留期間90日以内の在留許可者 | ⑩ 不法残留発覚者        |
|                               | ⑪ 不法入国発覚者        |

- (①+②+③) 外国人登録統計による登録者
- (②+③) 50～62年の登録者純増
- (③+⑤+⑥) 出入国管理統計による残留者
- (⑨+⑩+⑪) 「入管法」違反発覚者

第三に、期間更新等の手続きをすることなく「不法残留」する者については、E/Dカードの再集計によりその数の把握は可能であろう。しかし公表された諸統計からそれを行う場合、上記のような定義による「不法」残留者の推計という方法をとらざるをえない。これについては、わが国の「不法残留者」の中には登録時にその発覚をおそれて「登録法」による登録期限を超えても未登録のまま在留する者がかなり含まれると考えられることが上記の推計方法を根拠づけている。

これらの諸事情を考慮すれば、わが国は、このような方法で「不法」残留者を把握することによって不法残留そのものの実態にかなりの程度アプローチできるとどちらかといえば特異なケースであるといえる。

## (2) 「不法」残留者数の推計

ここでは、 $I LN$ を、基本的には対象期間における「残留者数」 $I O$ と同一期間中の外国人「登録者純増数」 $\Delta RG$ との差として導く。なお、 $\Delta RG$ は、推計対象期間の「最終年の末日現在の登録数」 $RG_1$ から「開始年の前年末日現在の登録数」 $RG_0$ を減ずることにより求めた。

しかしながら、計算作業に入る前にこれらの数字を同一の統計概念レベルで比較できるようにするために、まず登録統計のカバレッジについて触れておかねばならない。

「登録法」第2条は、登録の対象となる「外国人」を「日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、帰港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者」と規定している。これにより、特例による上陸許可者のうち上記に該当しない「(一時庇護のための上陸許可)」者、一般の上陸手続きによる在留者、さらに出生や日本国籍離脱等上陸の手続きをとることなく在留することになった外国人、が登録の対象者となる。

なお、上記の規定からも明らかなように、そもそも「入管法」の適用を受けない日米地位協定によりわが国に入国し在留するアメリカの軍隊の構成員、軍属並びにそれらの家族は登録の対象からは除外されている。また在留資格(4-1-1)「外交」及び(4-1-2)「公用」で入国し、在留する外国人についても、それぞれ「国際慣習法」と「国際礼讓」によって登録義務が免除されている。

以上のような登録統計のカバレッジに留意して、以下では $I LN$ を次のような「(修正)残留者」 $MIO$ と「(修正)登録純増数」 $MRG$ の差

$$I LN = MIO - MRG \quad \dots\dots\dots (1)$$

として推計する。なお、 $MIO$ 及び $MRG$ は、それぞれ次のような方法で算出した。

< 「(修正)残留者」 $MIO$ 、 「(修正)登録純増数」 $MRG$ の計算 >

### (1) 日米地位協定による在留者。

いづれの統計においても対象外とされている。今回の推計においても対象外として扱っているため、ここではその存在は無視することにする。

(2) 外交, 公用資格での残留者数DO

これに該当する者DOは, 登録統計では対象外とされている。従って, カバレッジの点で登録数と比較可能なMIOを求めるためには, IOからこれらの者を控除する必要がある。従って, MIOは,

$$MIO = IO - DO \dots\dots\dots (2)$$

として求められる。なお, (4-1-1)「外交」, (4-1-2)「公用」資格での残留者については, 一般の残留者の場合と同様に期間中のそれぞれの資格での入国者総数と出国者総数との差として計算した。

(3) 出生による新規登録者数A

「登録法」第3条は, 出生や日本国籍離脱等上陸の手続きを経ることなくわが国に在留することになった外国人に対する60日以内の登録義務を規定している。

ところで, 出生に伴う新規登録者Aは, 入国の手続きを経おらず, 従ってIOにはカウントされていない。他方, この種の新規登録者AはΔRGの増加には寄与しており, そのままではILNの過小評価をもたらす。このため推計にあたっては, ΔRGから出生による新規登録者Aを控除する必要がある。

(4) 日本国籍離脱による新規登録数B

これに該当する者は, 日本人であったため残留者数IOには含まれていないが, 対象期間中に新規登録を行うことによりRGには追加されることになる。上記(3)と同様の理由により, これについてもΔRGからの控除が必要である。

(5) その他の理由による新規登録数C

(4-1-1)「外交」, (4-1-2)「公用」資格によって在留する者及び日米地位協定該当者からそれぞれ登録の対象となる在留資格該当者への変更に伴う新規登録がこれにあたる。これらのうちまず前二者に属する外国人は, 計算上はDOとしてすでに上記MIOから控除されている。一方, 後者は「入管法」による上陸の手続きを経ないためMIOにはそもそも含まれていない。故にこれらの理由による新規登録者Cは上記の(3), (4)の場合と同様に結果的にはILNの過小評価をもたらす。このため, この種の新規登録数についてもΔRGからの控除が必要である。

(6) 死亡による登録閉鎖数D, E, F, G

「登録法」第12条は, 出国者については出国時に, また死亡や日本国籍取得等出国の手続きを経ることなく外国人でなくなった場合には14日以内に所定の届出を行うことを義務づけている。この場合, 区市町村の登録課では入管局等からの連絡を受け, 当該外国人の登録を閉鎖する。なお, 再入国の許可を受けて出国する者及び「入管法」第61条の2の6の適用を

受ける「難民旅行証明書」による出国者については、登録はそのまま維持される。

(6-1) 50年以前入国登録者死亡数D

これに該当する外国人は、出入国管理統計では50年以前に入国手続きを済ませているため、本稿で規定したI O及びM I Oにはそもそも含まれていない。一方、登録統計では50年以前にすでに登録手続きが行われており、従って、期首の登録数 $RG_0$ にはカウントされている。しかし50～62年の間の本人死亡による登録閉鎖のため期末の登録数 $RG_1$ からは削除されており、 $\Delta RG$ はその分だけ減少する。従って、このようなカテゴリーに属する死亡数Dについては、I L Nが過大に評価されるのを避けるため $\Delta RG$ への追加が必要である。

(6-2) 50年以後入国登録者死亡数E

これに該当する外国人は、期間中に残留し、新規登録を行うためM I Oにも $\Delta RG$ にもカウントされていた。しかし、死亡による登録閉鎖のため $\Delta RG$ は減少するものの、出国手続きを行っていないため死亡後も形式的にはM I Oに含まれる。その結果I L Nは過大評価となり、この点を回避するためには、Eを $\Delta RG$ に加える必要がある。

(6-3) 50年以前入国非登録者死亡数F

このケースに該当する外国人は、本稿が対象としている期間以前に入国し不法に残留している者で、図1の④に該当する。しかし、今回は特に算定の対象期間を50年以降に限定してI L Nの推計を試みたため、このようなカテゴリーに属する死亡数FはM I Oにも $\Delta RG$ にも含まれていない。従って今回の推計ではその存在を無視することができる。

(6-4) 50年以後入国非登録者死亡数G

これに属する外国人は、M I Oには含まれているが、 $\Delta RG$ には含まれていない。このような者の死亡が発生した場合、現実には全体の「不法」残留数は小さくなる。従ってこれについては、I L Nの過大評価を防ぐため、本来的にはM I Oからの控除項として扱うのが適当である。

ところで、厚生省の「人口動態統計」には在留外国人の年間死亡数が公表されている。これは外国人登録とは独立に同省の業務統計として国内に居住する外国人の全てを対象に作成されており、その中には当然、非登録者死亡数も含まれているはずである。しかしながら、実際には付表5の参考欄にも示されているように、この間の「人口動態統計」による外国人死亡数は、登録統計の死亡による登録閉鎖数を恒常的に下回っている。このため今回の計算では、便宜上 $G = 0$ として処理した。



(7) 日本国籍取得による登録閉鎖数H, I

(7-1) 50年以前の入国外国人による日本国籍取得H

このような外国人は対象期間以前に入国手続きを済ませ、また日本国籍を取得したため出国手続きは行っていない。従って、これらの者はI OにもM I Oにもカウントされていない。一方、この件数はRG<sub>0</sub>に含まれており、国籍取得による登録閉鎖は、ΔRGを減少させる。I L Nの過大評価分を調整するためこのような国籍取得数HについてはΔRGに追加する必要がある。

(7-2) 50年以後の入国外国人による日本国籍取得I

これに該当する国籍取得者は、対象期間中に外国人として入国手続きを行ない、その後日本国籍を取得したため出国手続きは行っていない。従って、このような国籍取得者IはM I Oに含まれる。一方、登録統計では、外国人としての登録期間中は登録数としてカウントされるが、国籍取得により登録が閉鎖された時点で登録から抹消される。その結果、RG<sub>0</sub>にもRG<sub>1</sub>にも、従ってΔRGにも含まれない。これらの理由から、I L Nは過大に評価されることになる。これらについても同様に、ΔRGへの追加が必要である。

(8) その他の理由による登録閉鎖数J, K

(8-1) 日米地位協定該当者, (4-1-1)「外交」、(4-1-2)「公用」、への在留資格変更による登録閉鎖J

これらのカテゴリーに属する者は「入管法」による出国手続きを行っていないため資格変更後もM I Oには含まれる。しかし登録の閉鎖に伴いΔRGはその件数の分だけ減少する。従って、I L Nの過大評価を防ぐため、その件数についてもΔRGへの追加が必要である。

(8-2) 再入国許可の失効による登録閉鎖K

先にも述べたように、再入国の許可による出入国の場合は、登録の閉鎖は行われず、その限りでは登録統計と出入国管理統計の取扱の上で差異が生じる。しかし、再入国許可による出国という性格上、長期的にはこの種の出国数は再入国数とバランスするはずである。また、再入国許可による出入国者数の間に乖離（出国超過）が発生する場合にも、それが再入国許可の失効に係るものについては、許可の取消し時点で登録閉鎖として登録統計から抹消される。この意味で、失効による登録閉鎖に該当する部分Kは、すでにΔRGの中に控除項目として含まれている。従って、MRGとΔRGとの比較可能性を維持するために、Kについては、「その他の理由による登録閉鎖数」から除外して取り扱わねばならない。

以上の点を考慮して、(修正)登録数MRGは次のように算定できる。

$$MRG = \Delta RG - A - B - C + D + E + H + I + J \dots\dots\dots (3)$$

< 「不法」 残留者数 I L N の計算 (昭和50~62年) >

ところで、これらの登録並びに閉鎖に関する届出処理件数については、法務省で毎年度「新規登録・登録閉鎖件数」として業務統計の形でまとめられており、また法務省入国管理局の編集による白書『出入国管理の回顧と展望』(昭和55年度版 177頁)、及び『出入国管理』(昭和61年度版 145頁)にもその数字が公表されている。

そこで、50年以降のこれらの実績数を用いて50年から62年までの「不法」残留者 I L N を推計してみよう。(各数値については付表5参照)

I O	=	275, 633
D O	=	2, 782
G	=	0
Δ R G	=	138, 460
A	=	150, 604
B	=	3, 511
C	=	4, 969
D + E	=	54, 262
H + I	=	104, 387
J	=	5, 476

これらの数値を(2)、(3)式にそれぞれ代入して、

$$M I O = 275, 633 - 2, 782 = 272, 851$$

$$M R G = 138, 460 - 150, 604 - 3, 511 - 4, 969 + 54, 262 + 104, 387 + 5, 476 = 143, 501$$

ゆえに、「不法」残留者数 I L N は

$$I L N = M I O - M R G = 272, 851 - 143, 501 = 129, 350$$

となる。

わが国に入国する外国人の中には入国後直ちに登録の申請を行うケースがあり、登録業務を所管する市町村役場の登録課では、このような申請があった場合にも通常それを受理している。しかしこの種の登録は一般的に滞在期間が90日を越えることが見込まれる者があらかじめ登録を済ませる場合がその大半である。R G<sub>0</sub>及びR G<sub>1</sub>に含まれるこのような早期登録者はその差の分だけΔ R Gを拡大し、結果的にはI L Nの水準を引き下げることになる。この点で、上記の推計値は、本稿で特に規定した「不法」残留者の定義に照らしても幾分過小に評価されている。

なお、付表6には、参考のためにこの期間中の残留者数 I O、外交、公用資格での残留者数 D O、さらにはこの間の登録者の純増数Δ R Gについての国別のデータを掲げておいた。

上述の新規登録及び登録閉鎖に伴う修正分が考慮されていないとはいえ、この表から国別の「不法」残留者の規模についてのおおまかな把握を行うことができよう。

### あとがき

本文でも指摘したように、本稿でその推計を試みたのは、あくまでもいくつかの条件の下での「不法」残留者数に他ならない。その意味では、もちろんこの算出結果は客観的存在としての「不法残留者」はもとより「入管法」に規定された「不法」概念とも一致するものではない。また、推計の過程についても、利用可能な集計データの不足からかなり大胆な仮定の下に作業を進めた部分もいくつか含まれている。さらには、推計にあたって基本的には暦年データに依拠したものの、一部は年度データによらざるをえなかった。このように、統計利用面でのデータの斉合性という点でもいくつかの問題点を含んでいるのは事実である。

このようにいくつかの点で制約を持つとはいえ、今回の算出結果は、わが国における不法残留者の近似的推計値としても一定の意味を持つものと考えられる。

付表1 性・年齢別残留者数(50~62年計)

		総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34
男	総数	94,794	9,450	3,779	2,968	10,404	26,281	27,288	12,554
	アジア州	72,422	3,788	2,143	2,452	5,190	22,272	22,108	10,567
	中国	18,739	518	936	1,091	1,530	3,699	3,750	3,644
	台湾	15,870	851	369	-360	475	4,540	5,099	1,468
	韓国	3,050	945	333	248	-201	1,252	2,871	575
	フィリピン	15,740	571	277	164	864	3,955	4,579	2,825
	タイ	3,716	51	70	48	534	1,512	716	531
	アメリカ	12,487	3,755	957	367	3,922	-349	2,051	1,091
女	総数	180,839	9,322	3,687	2,933	23,774	68,960	39,419	17,801
	アジア州	150,577	3,922	2,023	2,267	19,506	58,030	34,608	15,469
	中国	6,039	472	877	1,092	912	313	549	1,023
	台湾	43,667	864	497	507	3,455	12,615	10,432	7,068
	韓国	22,188	1,027	300	257	689	5,846	7,271	3,438
	フィリピン	63,508	746	272	309	12,949	32,663	11,093	2,075
	タイ	12,057	66	48	74	857	4,441	4,258	1,648
	アメリカ	19,120	3,547	1,078	256	1,971	6,065	2,588	1,533
		35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~
男	総数	3,056	812	-445	-433	-531	-258	-177	-150
	アジア州	2,914	1,104	229	-77	-115	137	-114	-227
	中国	1,820	1,152	367	130	45	79	-8	-16
	台湾	537	392	192	342	351	319	164	96
	韓国	-948	-831	-430	-42	-171	-86	-132	-304
	フィリピン	1,549	725	250	61	33	12	13	53
	タイ	175	115	29	-61	3	-15	-2	4
	アメリカ	417	134	-18	33	-73	-83	123	95
女	総数	7,608	4,005	1,708	815	797	-48	-85	-15
	アジア州	6,504	3,739	1,853	1,094	1,089	179	226	10
	中国	535	479	221	-13	-115	-205	-42	-61
	台湾	3,086	1,489	1,086	702	997	432	213	190
	韓国	1,546	710	591	493	256	-15	93	-299
	フィリピン	1,121	1,323	254	124	156	151	74	189
	タイ	492	77	11	17	21	1	3	37
	アメリカ	1,073	479	322	82	-25	29	-14	83

『出入国管理統計年報』及び法務省入管局資料より作成。

マイナスは出国超過を示す。

付表2 在留資格一覧表

在留資格	在留資格に該当する者
4-1-1	外交官、領事官、これらの者の随員、これらの者の家族
4-1-2	日本政府が承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者、その家族
4-1-4	観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在しようとする者（本邦において報酬を受ける活動に従事する者は除く。）
4-1-5	貿易、事業又は投資活動を行う者（企業の管理者や経営者）
4-1-6	留学生（短期大学以上の教育機関で研究を行い、又は教育を受ける者）
4-1-6-2	本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者
4-1-7	学術研究機関又は教育機関で研究の指導又は教育を行う者（短期大学以上の教育研究機関で、専任の講師、助教授又は教授の職にある者）
4-1-8	芸術上又は学術上の活動を行おうとする者（音楽、美術、文学、科学その他の芸術上又は科学上の高度な活動を行う者）
4-1-9	収入を伴う演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行う者（歌手タレント等の芸能人、ボクサー、レスラー等のプロスポーツマン及びこれらの者のマネージャー、裏方、付人等）
4-1-10	宗教上の活動を行うために外国の宗教団体から派遣された者（宗教上の活動として無報酬で教育活動、医療活動を行うために所属宗教団体から派遣された者を含む。なお、国内の宗教団体から招へいされた者は含まれない。）
4-1-11	外国の新聞、放送、映画、その他の報道機関の派遣員として派遣された者（国内の報道機関から招へいされた者やフリーライターは含まれない。）
4-1-12	産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために国内の公私の機関により招へいされた者
4-1-13	熟練労働に従事する者（例えば、中華料理やフランス料理のコックや洋菓子工など。なお、一般に単純労働者の入国は認められていない。）
4-1-14	永住しようとする者

（つづく）

在留資格	在 留 資 格 に 該 当 す る 者
4-1-15	在留資格4-1-5 から4-1-13までに該当する者の配偶者及び未成年の子で配偶者のないもの（いわゆる被扶養者。未成年者でも大学に入学したり，就職したり，他の在留資格に属する活動を行う場合は含まれない。）
4-1-16-1	日本人の配偶者又は子（日本人の家族として本邦に在留する場合）
4-1-16-2	昭和27年法律第 126号第 2 条第 6 項に該当する者の子で同法施行の以後本邦で出生したもの又は昭和28年政令第 404号第14条に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの
4-1-16-3	法務大臣が特に在留を認める者（他の在留資格に該当しない者。例えば医師，語学学校教師，各種学校生徒，日本人等の扶養親族などに与えられる。）

『在留外国人統計』（62年版）（法務省入国管理局）1頁。

付表3 資格別残留者数(57～62年計)

	総数	1 外交	2 公用	4 短期 滞在	5 貿易 事業	6 留学	6-2 研修	7 教授	8 芸術	9 興行	10 宗教
総数	207,374	1,616	1,468	128,851	3,665	14,041	7,777	304	2,001	21,775	787
アジア州	176,488	527	515	112,152	1,635	10,608	6,342	165	1,241	19,751	148
中国	15,952	72	92	-2,869	139	2,068	2,356	61	584	-2,562	-4
台湾	42,530	0	-1	25,633	197	3,644	333	56	148	3,319	19
韓国	17,200	264	176	12,849	1,187	2,888	647	18	311	576	99
フィリピン	71,162	43	42	55,083	-13	104	574	12	12	18,024	11
タイ	13,024	42	26	10,832	8	380	1,157	1	29	45	3
アメリカ	17,984	288	369	11,845	920	467	195	37	333	622	568

	11 報道	12 高度 技術	13 永住	14 熟練	16-1 日本人の 配偶者	16-2 特定在 留資格	16-3 特定在 留資格	協定 永住	法126 2-6	一時 庇護
総数	134	-28	1,254	-3,738	3,562	346	28,287	-4,830	409	1,709
アジア州	52	-2	1,075	-3,365	3,677	345	24,432	-4,830	399	1,706
中国	1	-4	-139	-207	1,212	7	15,138	0	8	0
台湾	11	2	840	-115	1,274	68	7,033	0	81	0
韓国	45	-1	17	-2,853	1,450	255	3,880	-4,827	230	0
フィリピン	-8	0	-2	-66	-490	0	-2,133	0	0	0
タイ	2	0	8	-9	164	0	338	0	0	0
アメリカ	51	-33	0	-185	-458	-1	3,053	0	3	0

『出入国管理統計年報』及び法務省入管局資料より作成。但し、4-1-15「被扶養者」は、それぞれ4-1-5, 6, 6-2, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13号の在留資格者に加算した。また、この表の数字には在留中の資格変更分は含まれていない。

付表4 在留資格変更許可前後の在留資格一覧(60年)

		変 更 後 の 在 留 資 格															協定	法126	一時	
		(第 4 条 1 項 )													永住	2-6	庇護			
		4	5	6	6-2	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16-1	16-2	16-3			
	16849	734	74	293	237	...	52	9	9	...	...	...	...	546	6349	...	5556	...	...	...
4	7082		29	293	60	...	16	7	2	...	...	...	...	233	3582	...	2789	...	...	...
5	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
6	1403	170	3		118	...	16	0	2	...	...	...	...	49	205	...	768	...	...	...
変	6-2	378	87	6	23	...	5	0	0	...	...	...	...	6	11	...	234	...	...	...
更	7	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
前	8	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
の	9	900	187	0	2	0	...	0	0	...	...	...	...	0	76	...	634	...	...	...
在	10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
留	11	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
資	12	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
格	13	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	14	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	15	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	16-1	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	16-2	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	16-3	4579	177	25	1799	42	...	10	0	3	...	...	...	157	2060	...		...	...	...
協	定	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
法	126	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
庇	護	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

『出入国管理』87頁より作成。

なお、同書では比表示部分(…)は「その他」として一括表示されている。



付表5 新規登録及び登録閉鎖件数

年度	新規登録				登録閉鎖				(参考) 人口動態統計 外国人死亡数
	入国	出生	国籍離脱	その他	出国	死亡	国籍取得	その他a)	
50	61,993	14,336	322	517	59,854	3,978	9,057	724	3,599
51	53,494	13,745	353	427	51,790	3,841	5,294	600	3,637
52	52,260	13,240	286	463	48,590	4,053	5,402	471	3,629
53	52,668	12,792	252	601	47,706	3,967	7,324	474	3,805
54	62,091	12,789	265	384	56,373	4,079	6,484	351	3,901
55	67,266	12,110	271	498	58,934	4,058	8,190	382	3,831
56	67,289	11,887	220	321	54,935	4,251	9,320	269	3,938
57	67,031	12,056	219	303	55,660	4,295	7,814	322	4,033
58	69,588	12,187	189	211	53,049	4,254	6,708	170	4,018
59	80,998	11,409	207	251	61,386	4,287	9,253	282	4,065
60	94,614	8,454	323	320	69,520	4,459	13,927	375	4,157
61	111,932	7,999	314	237	83,509	4,274	11,148	378	4,147
62	142,147	7,600	290	436	96,361	4,466	14,913	678	4,114
計	983,371	150,604	3,511	4,969	797,667	54,262	104,387	5,476	50,874

『出入国管理の回顧と展望』（昭和55年度版）177頁、『出入国管理』（昭和61年度版）145頁及び法務省入管局資料より作成。

a)：再入国不許可件数を除く。

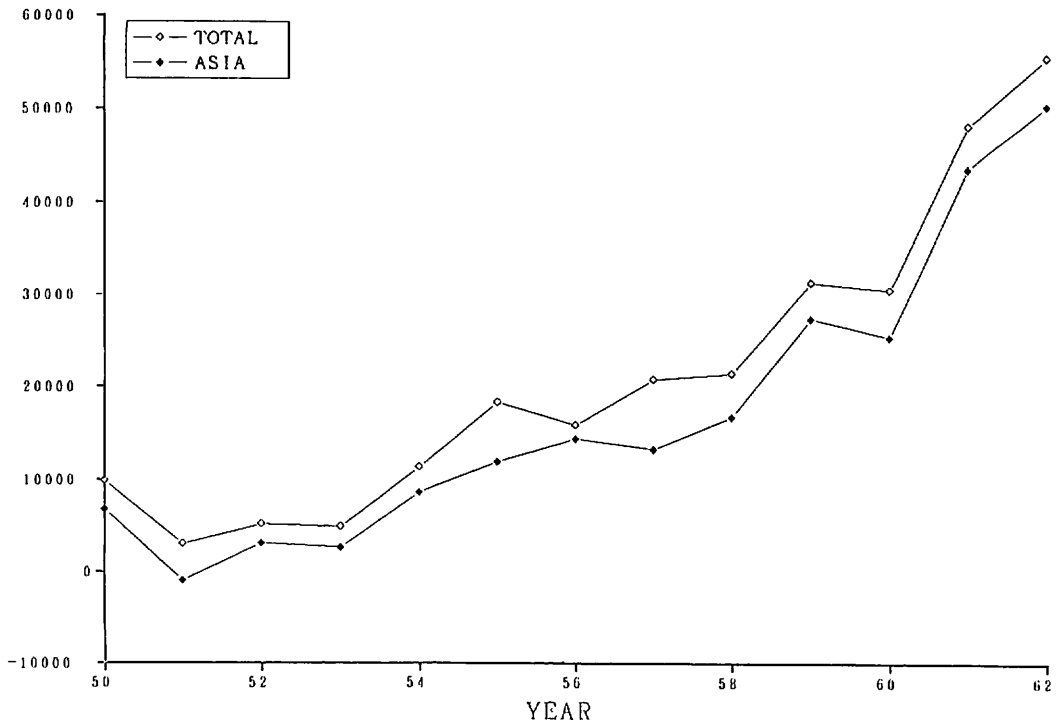
付表6 国別残留者数及び登録者数（50～62年）

（アジア各国及びアメリカ）

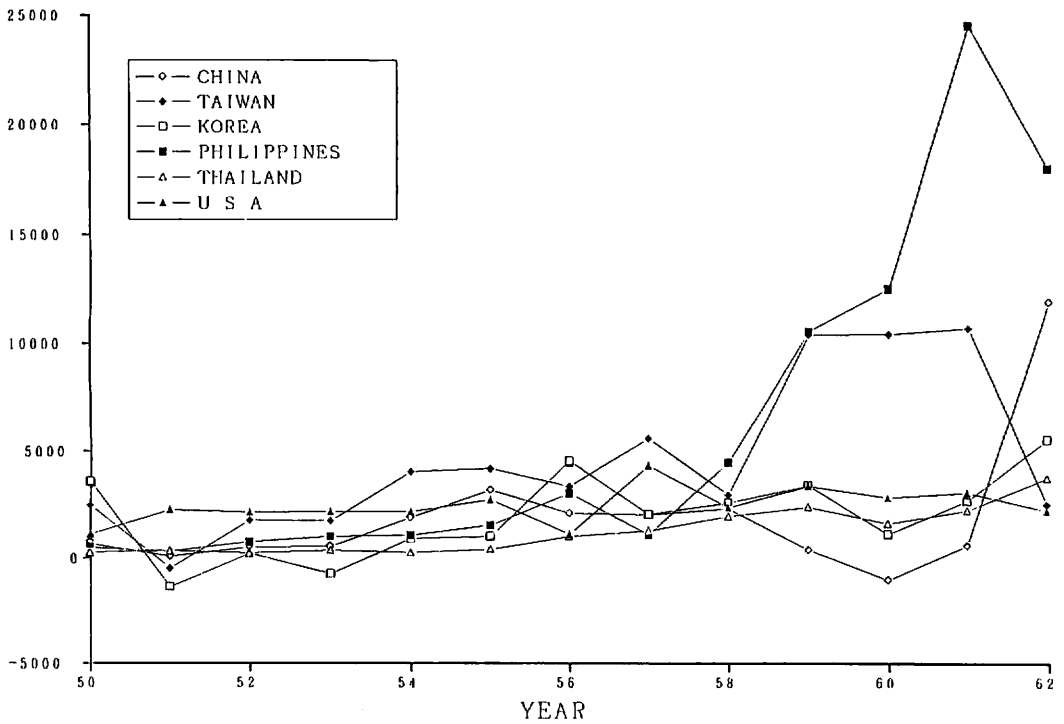
	残留者数 (50～62年) (IO)	外交・公用 残留者数 (DO)	(修正) 残留者数 (MIO)	登録者 純増数 (ΔRG)
総数	275,633	2,782	272,851	138,460
アジア州	222,999	1,091	221,908	...
アフガニスタン	107	17	90	98
アラブ首長国連邦	16	24	-8	-12
ビルマ	409	-9	418	300
バーレーン	-12	2	-14	2
ブータン	7	-1	8	-1
バングラデシュ	5,241	-11	5,252	1,206
カンボジア	682	-26	708	878
スリランカ	730	10	720	476

	残留者数 (50~62年) (I O)	外交・公用 残留者数 (D O)	(修正) 残留者数 (M I O)	登録者数 純増 (Δ R G)
中 国	24,778	266	24,512	47,800
台 湾	59,537	-1	59,538	...
香 港	-975	0	-975	...
キ プ ロ ス	51	1	50	6
イ ン ド	772	39	733	1,031
イ ン ド ネ シ ア	340	-42	382	827
イ ラ ン	599	22	577	593
イ ラ ク	156	31	125	7
イ ス ラ エ ル	119	5	114	74
ヨ ル ダ ン	1	-13	14	35
韓 国	25,238	610	24,628	330,691
北 朝 鮮	-1,212	0	-1,212	...
ク ウ ェ ー ト	-41	20	-61	-20
ラ オ ス	50	-17	67	597
レ バ ノ ン	44	-2	46	5
マ レ ー シ ア	1,888	71	1,817	1,897
モ ン ゴ ル	32	11	21	20
オ マ ー ン	9	14	-5	...
モ ル ジ ブ	0	-1	1	3
ネ パ ー ル	319	-42	361	258
パ キ ス タ ン	5,718	65	5,653	1,201
フ ィ リ ピ ン	79,248	19	79,229	22,259
カ タ ー ル	-34	-9	-25	1
サ ウ ジ ア ラ ビ ア	81	-4	85	58
シ リ ア ・ ア ラ ブ	13	8	5	26
シ ン ガ ポ ー ル	-320	21	-341	550
タ イ	15,773	0	15,773	2,850
ト ル コ	100	-4	104	55
ベ ト ナ ム	2,957	-32	2,989	3,208
イ エ メ ン ・ ア ラ ブ	6	6	0	0
イ エ メ ン	-1	-2	1	0
ア メ リ カ	31,607	531	31,076	9,395

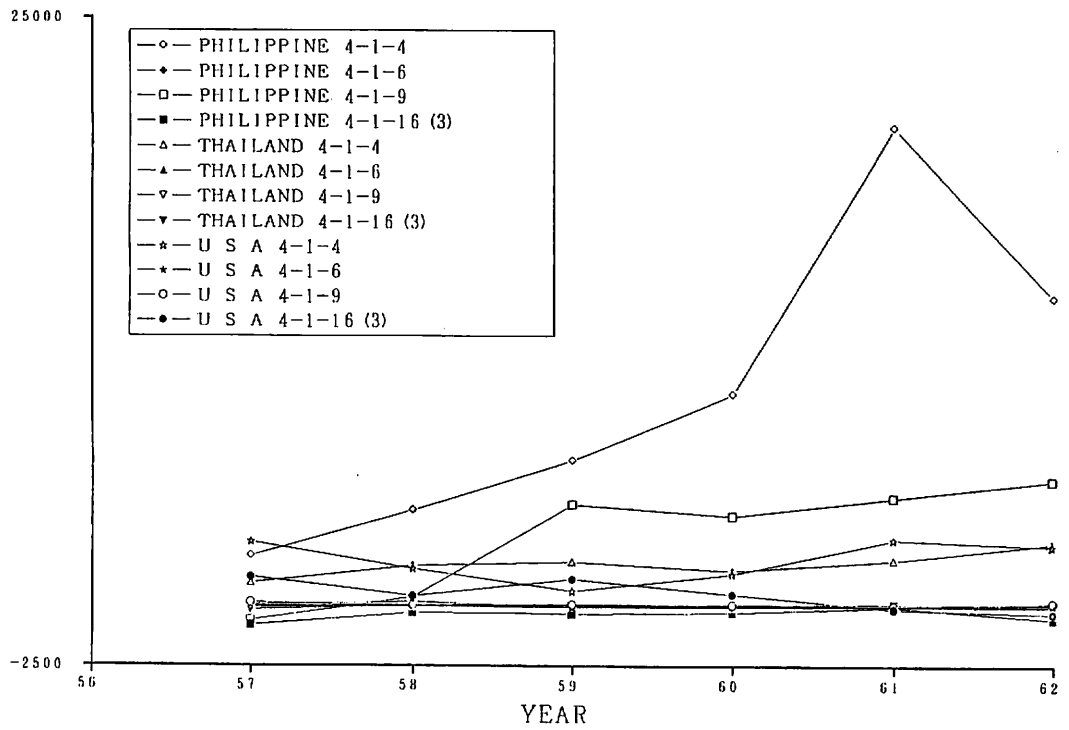
付図1 年次別残留者数の推移



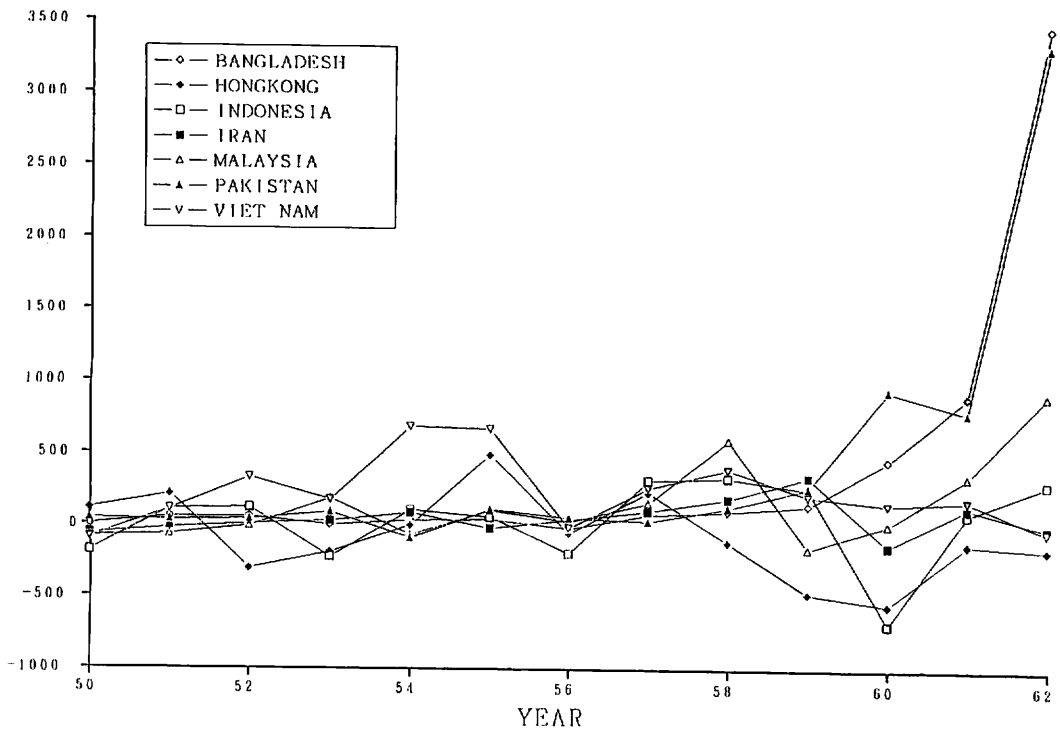
付図2 国別残留者数の推移(1)



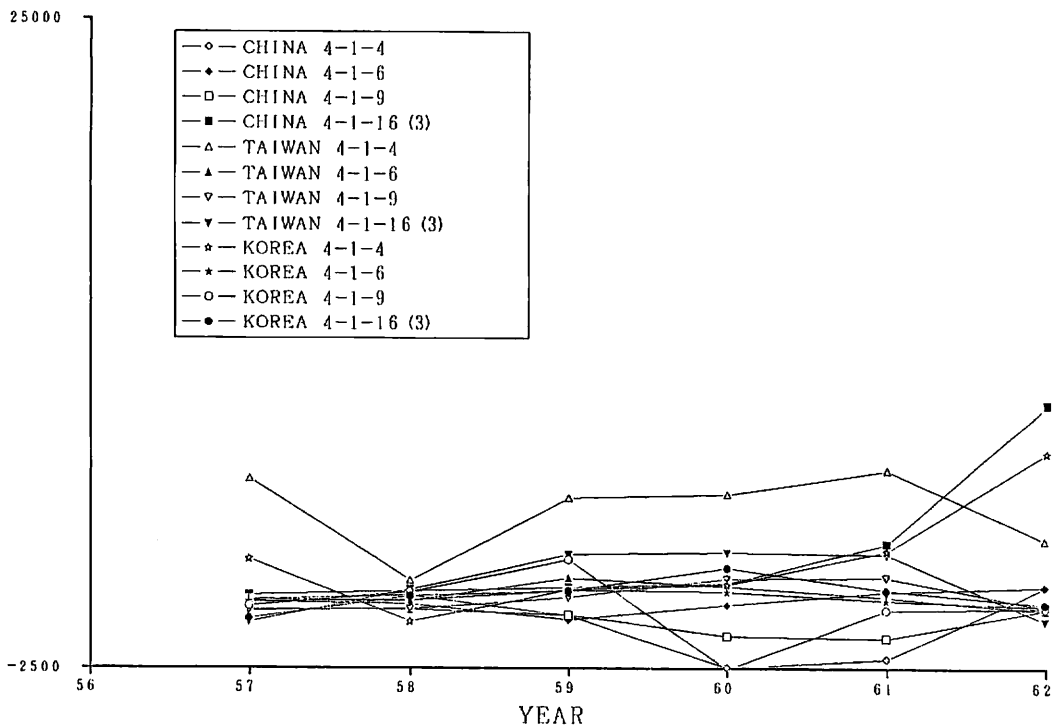
付図5 国別・資格別残留者数の推移(2)



付図3 国別残留者数の推移(2)



付図4 国別・資格別残留者数の推移(1)



**B U L L E T I N**  
**OF**  
**JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE**

---

No.15

December 1988

---

Contents

The New Aspect of Foreign Worker's Problems  
in Japan ..... Hiromasa MORI

Immigration Statistics and Undocumented  
Workers in the United States ..... Katsumi KITA

An Estimation of the Number Illegally Staying  
Foreign Nationals..... Hiromi MORI

---

Edited by  
JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE  
HOSEI UNIVERSITY  
TOKYO, JAPAN